

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	49 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	38 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	51 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	30 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から51年12月まで
② 昭和59年12月

夫が会社を退職した昭和51年4月ごろに、A市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続をした。加入手続については夫がしてくれた。

加入手続のとき、市役所の職員から、妻については国民年金の受給資格期間を満たすことができないため2年間さかのぼって納付する必要があると言われたので、2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したことを覚えている（申立期間①）。

その後は私あるいは夫が、私の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたと思う（申立期間②）。

しかし、私の納付記録を見ると、加入手続のとき夫がさかのぼって納付したはずの保険料が未納及び未加入と記録されており、納付済期間の途中で1か月の未納期間もあった。

申立期間①については夫が、申立期間②については私又は夫が、保険料を納付していると思うので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、申立期間前後は現年度納付されていることが確認でき、この間に仕事及び住所などに変更は無かったとしているところ、申立期間（1か月）のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、国民年金加入時点で既に35歳を超えており、加入手続後は60歳到達時までほとんど未納無く保険料を納付しなければ受給権を確保で

きない状況であったことから、たとえ1か月でも保険料を納付しないまま放置したとは考え難い。

申立期間①について、申立人は、申立人の夫が会社を退職した昭和51年4月ごろに、夫がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その際、過去の未納保険料を2年分まとめて納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金の加入時期を見ると、昭和54年1月23日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、加入時点において、申立人は、申立期間のうち、昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料については任意加入期間であることから、49年1月から同年11月までの期間及び51年4月から51年12月までの期間の保険料については時効により、制度上納付できない。

さらに、申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続をする際、市役所職員から過去の未納保険料を納付するよう言われたと陳述しているところ、申立人は、昭和54年1月の加入時点において既に38歳であったことから、60歳到達時（平成12年*月）まで保険料を完納しても保険料納付済期間が277月となり、受給資格要件である300月に28月足りない状況であったことから、申立人の記憶は同年1月時点のものであると考えるのが自然であり、このことは、申立人が同年12月に、52年1月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが特殊台帳から確認できることと符合する。

このほか、申立人の夫が昭和51年4月ごろに申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたことを示す資料は無く、納付をうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

昭和45年2月ごろに、私の両親がA市役所で私の国民年金の加入手続きしてくれたと思う。その後付加年金についても両親が加入手続きしてくれたと思うが、付加年金に加入手続きした時期について両親からは何も聞かされていない。

しかし、私の所持している国民年金手帳には「所得比例 昭和45年10月から」という印字が残されており、このときに両親が私の付加年金の手続きを行い、以後は付加保険料と一緒に納付していたと思う。しかし私の納付記録を見ると、付加保険料の納付開始日が昭和46年4月からと記録されていた。

国民年金手帳に昭和45年10月から付加年金が開始されたとの記載があるにもかかわらず、納付記録では46年4月からと記録されているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が昭和45年10月にA市で付加年金の加入手続きを行い、同年10月以降、付加保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、資格得喪記録欄に「所得比例 昭和45年10月から」という印字が確認でき、申立人の両親が昭和45年10月にA市で申立人の付加年金の加入手続きを行ったものと認められる。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和46年4月に付加年金に加入したとする記録があるが、A市において、申立人の付加年金の加入時期と変更したことを示す資料は無いことから、社会保険事務所（当時）において何らかの事務的過誤が生じた可能性が否定できない。

さらに、申立人は、昭和45年2月に国民年金に加入し、同年2月以降60歳

到達時まで定額保険料の未納は無く、付加保険料も申立期間を除き、平成7年2月まで完納していることがオンライン記録から確認でき、申立人及びその両親の納付意識の高さがうかがえることから、申立人の両親が付加年金の加入月から6か月間も保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年9月まで
② 平成元年10月から同年12月まで

私は、結婚する前にA市B区で国民年金に加入して、保険料を納付し、結婚後もC市で自身の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間①の保険料についても、できるだけ1年間分まとめて銀行又はC市役所で納付していた。

申立期間②についても、同様に納付し、昭和62年度からは付加保険料まで納付しながら、3か月だけ保険料を納付しなかったとは考えられない。

私は、納付書が送られてくれば、まとめて国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間①及び②について、未納と記録されていることに納得できない。

納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付書が役所から送付されれば、間違いなく国民年金保険料を納付していたので未納はあり得ないと申し立てている。

申立期間①について、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直前の昭和58年6月から59年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、また、申立人に係る特殊台帳を見ると、同年に催告を行い過年度保険料の納付書を送付した事跡が確認できることから、納付書が送付されれば、保険料を納付していたとする陳述と符合する。

さらに、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、一方、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和59年度について納付記録が無いことが分かる。日本年金機構Dブロック本部E事務センター

は、このことについて「昭和 58 年度から国民年金記録の電算化作業が開始されており、申立人に係る 59 年度の納付記録については紙台帳への記入を省略し、直接電算入力したものと考えられる。」と説明し、申立人に対し、同年度の未納保険料の催告を 60 年度又は 61 年度に行った可能性については、「催告を行っていたと思う。」と回答している。

これらの状況から、社会保険事務所（当時）は、未納となっていた昭和 59 年度及び 60 年度の未納保険料について同年度又は 61 年度中に催告を行い、納付書を送付していたものと考えられ、また、通常被保険者からの申出がない限り年度を分割した納付書を作成することはなく、単年度の納付書が作成されたものとするのが自然であることから、申立人は申立期間を含む 59 年度分の納付書を受け取っていれば、当該年度分の過年度保険料を納付したものと考えられる。

また、社会保険事務所は昭和 59 年度に申立人の年金記録を電算化のために社会保険業務センターに進達する際、昭和 40 年 5 月から同年 9 月までの厚生年金保険被保険者期間に係る納付記録を漏らしていたことから、60 年 1 月 14 日に同記録を電算記録に追記していることが確認できることから、この追記処理の際に上記厚生年金保険被保険者期間を誤入力し、直後に訂正している事跡がみられることから、昭和 60 年度当時何らかの事務的過誤が生じ、申立期間の納付記録が失われた可能性を否定できない。

申立期間②について、申立人は、納付書により申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る C 市の国民年金被保険者名簿を見ると、備考欄に「63、12、16 フルペンション」の記述があることが分かる。C 市は、この記述について「申立人の納付記録から、平成元年 9 月までの保険料を納付すれば国民年金加入可能月数（336 か月）に到達することを昭和 63 年 12 月に確認し、申立人に対し、同年 10 月以降の納付書を送付しない取扱いとしたことを示すものである。」と説明している。

したがって、C 市は、申立期間に係る保険料納付書を申立人宛てに送付しなかったと考えられることから、納付書により保険料を納付したとする陳述は不自然である。

また、申立人が所持する年金手帳の資格記録欄を見ると、昭和 62 年 4 月から平成元年 9 月まで付加保険料を納付したとする記述があり、C 市が同年 10 月以降に申立人の年金手帳に記入したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から同年12月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年7月から同年12月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

私は、昭和40年1月に、妻の手続によって夫婦一緒に国民年金に加入した。申立期間①及び②の国民年金保険料については、妻が、自身の保険料と一緒に夫婦二人分を納付してくれた。申立期間①の保険料は納期ごとに納付してくれたと思うが、申立期間②の保険料は年度をさかのぼって納付してくれた。私の妻は、私が昭和55年5月に厚生年金保険に加入する前月まで欠かさず保険料を納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及びその妻が所持する昭和46年4月1日発行の国民年金手帳の昭和49年度印紙検認記録欄を見ると、昭和49年7月から50年3月までの期間について検認印が押されており、同期間の印紙検認台帳も切り離されず、49年4月から同年6月までの国民年金印紙が貼付されていることが確認できる。オンライン記録を見ると、申立人夫婦は同年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付済みであり、A市は、49年6月から希望者について印紙検認方式から納付書方式への保険料の納付方法の変更を認めていることから、申立人夫婦は、同年7月の保険料から納付書による納付を開始したものと考えられる。

したがって、申立人は、A市から送付された申立期間①を含む昭和50年度の国民年金保険料の納付書を所持していたことになり、申立人がB市に転居した昭和51年1月までに申立期間の保険料を現年度納付することが可能であっ

た。

また、上記国民年金手帳の住所欄を見ると、昭和 51 年 1 月 6 日に B 市に転入した事実を同市の国民年金担当課に届出ていることが確認でき、当該届出時点で過去の未納保険料の存在を知ることができたと考えられることから、申立人が同市において申立期間①の保険料を納付した可能性も否定できない。

申立期間②について、申立人及びその妻の納付記録を見ると、昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 49 年 6 月までの期間の保険料を、ほぼすべて同一日に納付していることが確認でき、申立人の妻が、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする陳述と符合している。

また、申立人の妻に係る特殊台帳を見ると、妻は申立期間②の保険料を昭和 54 年 1 月に過年度納付していることが確認でき、妻が申立人の保険料を、同時に納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間①及び②は 6 か月及び 3 か月と比較的短期間であり、申立人は両期間を除く国民年金加入期間の保険料を完納していることから、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで

私の父は、国民年金保険料は絶対に納付すべきとの考えから、私が20歳になった時から納付してくれていた。きちょうめんな性格の父だったので、6か月間も納付が滞るとは考えられず、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みである上、申立期間の前後を通じて、申立人及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後である昭和44年度の保険料を昭和45年11月16日に一括して過年度納付していることが確認でき、過年度納付を行った時点においては、申立期間の保険料についても納付が可能であり、申立期間（6か月）の保険料が未納とされたまま直後の期間についてのみ過年度納付が行われたとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年3月まで

私は、昭和43年3月に結婚し、夫が区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

結婚後の半年間は、環境の変化で体調を崩し、当時のことはよく覚えていないが、保険料は、私が自宅に来る集金人に納付していた。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年9月に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は、時効にかからず納付が可能であった過年度保険料である上、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間直前の期間である43年4月から同年10月までの7か月間が保険料の納付済期間となっているが、当時の保険料納付期間は基本的に3か月単位であったことを踏まえると、当該期間の保険料が過年度保険料であるにしても、納付済期間としては不自然である。

また、昭和46年4月から同年12月までの期間については、当初、保険料の未納期間とされていたところ、申立人の所持する国民年金手帳に検認印が認められるとして、平成21年10月に納付済期間として記録訂正が行われるなど、申立人の記録管理に不手際があったことがうかがわれる。

さらに、申立期間は5か月間と短期間である上、申立人は、保険料の納付を開始した昭和43年4月以降、60歳期間満了まで、申立期間を除き国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から43年3月まで

私は、国民年金に加入した当時の記憶は定かではないが、元夫と一緒に加入してからは、私が夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していた。

加入当初は、白い領収証書を受け取っていたように思うが、加入当初である申立期間の2年間は、元夫だけが保険料を納付済みであり、私が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入してからは、申立人が、申立人及びその元夫の国民年金保険料を夫婦二人分一緒に納付していたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年9月に元夫と連番で払い出されていることから、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったことがうかがえる上、元夫に係る申立期間の保険料は納付済みであり、かつ、当該保険料は、手帳記号番号の払出時期からみて、過年度保険料であったものと推認されることから、申立人が加入当初に受け取っていたとする領収証書は、当該過年度保険料に係る社会保険事務所(当時)の領収証書であったものとみるのが自然である。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間直後の昭和43年4月以降、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得する前月の48年4月まで、保険料を3か月ごとの納付期限内に現年度納付していることが確認できるほか、申立人が元夫と離婚するまでの元夫に係る国民年金被保険者期間の保険料は、納付済みとなっていることから、申立人の保険料納付に対する意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料について、申立人の元夫は、当時、年金受給資格

期間を確保するために過年度納付しなければならない特段の事情が無いにもかかわらず、過年度納付していることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を元夫と一緒に夫婦二人分を過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から44年3月まで

私が結婚した昭和38年6月ごろに、同居していた夫の母が私の国民年金の加入手続きをしてくれたと思うが、それ以来、家計一切を取り仕切っていた夫の母が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた。

申立期間が未納とされていことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫の国民年金保険料については、夫の母親と一緒に納付してくれていたと申し立てていることから、保険料の納付に直接関与していない上、夫及びその母親も既に亡くなっているため、当時の納付状況は不明である。

また、申立人及びその夫のオンライン記録によると、夫婦共に昭和38年4月から保険料の納付を開始(夫は納付を再開)するとともに、申立期間直前の40年9月まで保険料を納付し、申立期間のうち、44年1月から同年3月までの期間以外の期間は、同様に保険料の未納期間とされていることから、基本的に、夫の母親が申立人及びその夫の保険料を一緒に納付していたものと考えるのが自然である上、申立期間のうち、夫婦共に未納期間となっている同年1月から同年3月までの期間以外の期間は3年以上に及び、このような長期間にわたり、一緒に納付していた夫婦二人分の保険料の納付記録が、夫婦同時に、かつ、毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は

見当たらないほか、夫の母親が、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間以外の期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立人の夫は、前述のとおり、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの3か月間については、保険料を納付済みであり、申立人とともに申立期間直後の同年4月以降、それぞれ厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの国民年金被保険者期間の保険料について、一部を除きすべて納付していることなどを踏まえると、夫の母親が、申立人の当該期間の保険料のみを一緒に納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年3月まで
国民年金への加入については、当時、私と同居し、勤務先の事業主の妻でもあった叔母が、手続をしてくれたと思う。
手続後は、叔母が、3か月ごとに集金人へ納付してくれていたことや、それに併せて、給料から600円ほどの保険料額を天引きされていたことを覚えており、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の叔母及び叔父の保険料は、すべて納付済みとなっており、叔母の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は15か月と短期間である上、前後の国民年金保険料は現年度納付しており、また、申立期間前後における申立人の生活状況に特段の変化があったことは認められず、申立期間の保険料のみ叔母が未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年ごろ、自宅に役所の職員が何度も来て、国民年金への加入を勧めたので、夫婦二人分の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、同じ役所の職員に対し、夫婦二人分を納付したが、納付を開始した時期が昭和36年4月を過ぎていたため、その職員から一人分100円のところを200円支払えば同年4月から納付したことになると言われ、しばらくの間、夫婦二人分400円を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和36年11月27日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、夫婦二人分の国民年金保険料は、申立期間を除き未納は無く、夫の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に伴う申立人の国民年金被保険者資格の種別変更手続も的確に行われており、納付意識及び国民年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、国民年金制度に対する関心等の高い申立人が、納付の意思をもって国民年金に加入しておきながら、申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、昭和45年度の国民年金保険料について、当初、1か月が未納とされていたところ、C市保存の国民年金被保険者名簿の記録に基づき、平成20年12月10日付けで納付済みに記録訂正されており、また、昭和46年4月か

ら同年6月までの保険料について、申立人が所持する国民年金手帳と被保険者名簿では納付日付が相違しているなど、保険料収納及び記録管理に事務的過誤が認められることから、申立期間の保険料についても何らかの事務的過誤があった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から37年3月まで

昭和36年11月に結婚をしてから、しばらくの間は国民年金保険料を納付していなかった。

しかし、その後、過去の未納とされている保険料の解消を図ろうと思い、昭和38年3月ごろに、37年4月から38年3月までの保険料と一緒に、申立期間を含む36年10月から37年3月までの保険料をさかのぼって納付したと思う。

納付金額及び納付方法等具体的なことは覚えていないが、さかのぼって納付した後に、集金人に未納保険料は無いことを確認していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和36年2月3日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は5か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間直後の昭和37年4月から38年3月までの1年間の国民年金保険料を同年3月11日に現年度納付していることが確認できる上、オンライン記録を見ると、申立期間直前の36年10月の1か月の保険料が納付済みとなっているところ、国民年金手帳を

見ると、同年10月の検認記録欄には検認印が無いことから、同年10月の保険料は過年度保険料として収納された可能性が高い。

これらのことから、申立期間直後の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付した38年3月時点において、現年度納付とともに過去の未納保険料の解消も図ろうとした申立人が1か月のみを過年度納付し、同様に過年度納付可能な申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月2日から同年10月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、子会社のC社からA社B支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の代表取締役、営業部長及び同僚の陳述等から判断すると、申立人は申立期間も同社又は子会社のC社に継続して勤務し(昭和43年6月2日にC社からA社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年10月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届並びに申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和43年10月26日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで

A厚生年金基金に年金の請求を行ったところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、社会保険事務所の記録と同厚生年金基金の記録とに相違が有るとの回答を受けた。社会保険事務所の記録における申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は17万円と記録されている。

一方、B社が加入していたA厚生年金基金の加入員記録から、申立人の同厚生年金基金における申立期間の標準報酬月額は19万円であることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金関係各種届出様式用紙は、厚生年金保険及び健康保険組合との一括複写式が使用されており、当厚生年金基金に提出されたものと同一内容の書類が社会保険事務所にも提出されていたはずである。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、同厚生年金基金の届出書が複写式ではなかったとする事実も認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間における標準報酬月額について当該厚生年金基金の記録と同額の19万円の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年3月23日に、資格喪失日に係る記録を40年5月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月23日から40年5月24日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和39年2月から44年4月まで継続して勤務しており、申立期間は同社C支店に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の社員名簿（昭和39年12月発行）及び元同僚の陳述から判断すると、申立人が、申立期間もA社で継続して勤務し（昭和39年3月23日にA社E支店から同社C支店に異動、40年5月24日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社E支店における昭和39年2月及び同社D支店における40年5月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険

者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 3 月から 40 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 6804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和53年10月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月11日から同年11月8日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社本社から同社C支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和53年10月10日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和53年11月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったと考えられるとしていることから、事業主が昭和53年11月8日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年8月31日）及び資格取得日（昭和21年2月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

また、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月31日から21年2月1日まで
② 昭和38年9月30日から39年1月8日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①は、A社C工場に継続して勤務していた。申立期間②は、同社本社から同社C工場へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、オンライン記録では、A社C工場において昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年8月31日に資格を喪失後、21年2月1日に同社C工場において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社が作成し保管する被保険者台帳の記録及び複数の元従業員の陳述等から判断して、申立人が申立期間もA社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社保管の被保険者台帳から判断すると、申立人は、申立

期間も当社に継続して勤務しており、保険料も控除されていたと思われる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和21年2月の社会保険事務所の記録及び複数の同僚の標準報酬月額の記録から判断して、200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、記録漏れは自社の事務過誤と思われるとしていることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年8月から21年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、B社が作成し保管する被保険者台帳の記録及び複数の元従業員の陳述等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和39年1月8日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和38年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、記録漏れは自社の事務過誤と思われるとしていることから、事業主が、昭和38年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月26日から同年4月26日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B工場から同社C支店へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚（申立期間当時の経理担当者を含む。）及び申立期間当時の事業主の子の陳述並びに同僚の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和42年4月26日にA社B工場から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和42年2月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和55年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、厚生年金保険の記録におけるA社B工場の資格喪失日が雇用保険の記

録における資格喪失日の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が42年3月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 6807(事案 1927 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和56年1月及び同年2月は20万円、同年3月から同年12月までの期間は19万円、57年1月から同年12月までの期間は22万円、58年1月から59年12月までの期間は26万円、61年1月から同年12月までの期間は19万円、62年1月から63年12月までの期間は24万円、平成元年1月から同年12月までの期間は28万円、2年1月から同年12月までの期間は24万円、3年1月から同年12月までの期間及び5年1月から同年12月までの期間は26万円、7年1月から同年12月までの期間は24万円、8年1月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から9年12月までの期間は34万円、10年1月から同年6月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月1日から平成10年7月26日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した昭和43年2月から平成10年6月までの標準報酬月額が、実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

それで、当該期間の記録の訂正を年金記録確認第三者委員会へ申し立てたが、家計簿に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額を基に計算された金額とほぼ一致する等として、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料として、昭和56年1月から平成10年6月までの社会保険料控除額が確認できる源泉徴収票等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 昭和45年1月から49年3月までの期間の家計簿に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を基に計算された金額とほぼ一致する、ii) 同年4月以降の期間については、家計簿に社会保険料控除額が記載されていないため検証できないものの、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことに伴い、申立人が任意継続していた健康保険の保険料は2万円に満たなかったと陳述していることから、当該保険料の算出基礎となった標準報酬月額についても社会保険庁の記録どおりの額であったと推定できる等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、今回、申立人は、新たな資料として、i) 昭和56年から58年までの期間、60年及び平成3年分の給与所得の源泉徴収票、ii) 昭和59年、60年及び平成10年の給与支払報告書、iii) 同年分の所得税の確定申告書控え、iv) 昭和61年度から平成4年度までの期間、6年度及び8年度から10年度までの期間の市民税・県民税特別徴収税額通知書を提出し、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の源泉徴収票等において確認できる保険料控除額から判断して、申立期間のうち、昭和56年1月及び同年2月は20万円、同年3月から同年12月までの期間は19万円、57年1月から同年12月までの期間は22万円、58年1月から59年12月までの期間は26万円、61年1月から同年12月までの期間は19万円、62年1月から63年12月までの期間は24万円、平成元年1月から同年12月までの期間は28万円、2年1月から同年12月までの期間は24万円、3年1月から同年12月までの期間及び5年1月から同年12月までの期間は26万円、7年1月から同年12月までの期間は24万円、8年1月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から9年12月までの期間は34万円、10年1月から同年6月までの期間は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成10年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、源泉徴収票等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年1月1日から61年1月1日までの期間については、同年分の源泉徴収票の社会保険料控除額から算定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できる。

また、平成4年1月1日から5年1月1日までの期間及び6年1月1日から7年1月1日までの期間については、源泉徴収票等の関連資料が無いことから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額は確認できず、市民税・県民税特別徴収税額通知書で当該期間の前後数年間の報酬月額及び保険料控除額の推移を見ても、当該額の変動が激しく、また、報酬月額に基づく保険料が控除されている期間も無いことから、4年1月から同年12月までの期間及び6年1月から同年12月までの期間の保険料控除額及び当該額から算定される標準報酬月額を推認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成元年4月1日、資格喪失日は同年8月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年8月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社で平成元年4月1日に被保険者資格を取得し、同年8月21日に被保険者資格を喪失した旨がいったん記録されているものの、同社が休業を原因として厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成元年3月31日)以降の2年5月9日付けで、さかのぼって当該資格の取得及び喪失の記録が取り消されているほか、同社の元従業員の被保険者記録を見ても、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった元年3月31日以降の日付で記録されていた資格喪失日が、同日にさかのぼって訂正されている者が多数確認できる。

しかし、当該元従業員のうち記録の確認できた複数の者の雇用保険加入記録及び同人たちの陳述から判断すると、A社は平成元年3月31日に休業しておらず、申立期間も適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所において、同社が同日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成2年5月9日付けで行われた申立人の資格の取得記録及び喪失記録の取消処理は事実即したものと考え難く、申立人について、厚生年金保険被保険者資格の取消処理を行う合理的理由は無く、当該資格の取得及び喪失の取消処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格取得日は元年4月1日、資格喪失日は同年8月21日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の資格の取得及び喪失の取消処理前における平成元年4月から同年7月までの社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 21 日から 36 年 12 月 20 日まで
平成 11 年ごろ、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 36 年 12 月 20 日に退職したが、脱退手当金は請求も受領もしていないと申し立てている。

申立人に係る脱退手当金については、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 11 か月後の昭和 38 年 11 月 13 日になって支給決定された記録となっており、事業主による代理請求が行われた事情はうかがえない。

また、本来、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間前に勤務していたB社は、実父が経営する会社であり、同社における被保険者期間を失念し、申立期間のみを請求することは考え難い。

さらに、申立人は、「結婚退職ではなく、父の会社の手伝いのため退職したが、再び就職することを考えていた。当時、脱退手当金制度については知識が無かったので申請したはずはなく、受領もしていない。」とも陳述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月25日及び18年7月25日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、17年7月25日及び18年7月25日は37万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月24日
② 平成17年7月25日
③ 平成18年7月25日

申立期間①、②及び③に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、給与支払明細書からは賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与支払明細書により、申立人は申立期間②及び③に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（平成17年7月25日及び18年7月25日は37万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月25日及び18年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申

立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、A社提出の給与支払明細書によると、申立人は申立期間①(平成17年6月24日)に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、平成17年6月24日支給の賞与から保険料を控除していなかった旨を陳述しており、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和53年12月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月22日から54年1月1日まで

私は、昭和53年5月9日にA社本社に入社し、研修後、同年12月22日に同社B支社に転勤し、同支社では58年4月1日まで勤務した。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社B支社の勤務期間のうち、昭和53年12月22日から54年1月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

A社本社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書からも、同社B支社における被保険者資格取得日が昭和53年12月22日であることは明白である。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社本社提出の在籍証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年12月22日にA社本社から同社B支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社本社提出の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の同社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和53年12月22日と記載されている上、管轄する社会保険事務所の受付印（昭和54年2月1日付け）も確認できる。

また、A社本社は、「申立人の当社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書のとおり昭和53年12月22日として届け出ており、申立期間の保険料も給与から控除していた。」旨回答している。

さらに、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人と同じく、昭和53年5月9日に資格を取得している同僚8人は、異動に際して厚生年金保険の被保険者期間に空白は生じていないことが確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和53年12月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者資格の取得確認及び標準報酬決定通知書の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

私は、B社に入社し、昭和57年4月から60年1月までC市D区にあるマンションにおいて、E業務の仕事をしていた。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、会社名はB社、A社及びF社と変わっているが、A社の資格喪失日が昭和59年5月31日、F社の資格取得日は同年6月1日となっており、被保険者期間が1か月欠落している。A社とF社は関連会社であり、継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和59年5月31日に厚生年金保険の資格を喪失し、F社において同年6月1日に資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、商業登記簿によると、F社の会社成立時の代表取締役名及び本店所在地がA社と同一であることが確認できることなどから、両社は関連企業であると認められる。

また、F社は、昭和59年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付けで資格を取得している申立人を含む16名はすべて、A社から転籍した者であることが確認できることから、当該16名のうち回答が得られた複数の同僚からは、「申立人は申立期間も勤務していた。当時、A社からF社へ

と社名が変更されたが、勤務場所、業務内容及び勤務形態などすべて変更も無く、前後の期間も同じように勤務していた。」旨の陳述が得られた。

さらに、A社は、「当時、当社G支社の全社員がF社に転籍することとなったが、これらの社員はいったん退職することもなく、両社に継続して勤務していたはずである。」旨回答している。

加えて、A社の役員は、「当時の事務担当者が既に退職し、資料も残っていないため詳細は不明であるが、A社G支社の全社員がF社に移籍した当時において、給与計算及び社会保険関係事務は親会社であるA社で一括して行っていたと考えられる。」と回答している。

また、申立人と同様に、同時期に転籍した同僚 15 名のうち回答が得られた複数の同僚からは、「申立期間も給与から厚生年金保険料は控除されていたように思う。」旨の陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 59 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 59 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年 5 月 31 日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月25日は10万円、同年12月24日及び17年8月31日は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月25日
② 平成16年12月24日
③ 平成17年8月31日

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。事業主が事務手続の誤りを認めているので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給一覧表の保険料控除額から、平成16年8月25日は10万円、同年12月24日及び17年8月31日は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年8月25日、同年12月24日及び17年8月31日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月25日は7万円、同年12月24日、17年8月31日及び同年12月27日は9万5,000円、18年8月25日は10万円、同年12月25日は12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月25日
② 平成16年12月24日
③ 平成17年8月31日
④ 平成17年12月27日
⑤ 平成18年8月25日
⑥ 平成18年12月25日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。事業主が事務手続の誤りを認めているので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給一覧表の保険料控除額から、平成16年8月25日は7万円、同年12月24日、17年8月31日及び同年12月27日は9万5,000円、18年8月25日は10万円、同年12月25日は12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主

は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年8月25日、同年12月24日、17年8月31日、同年12月27日、18年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月27日から同年11月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間は、研修先であったC社からA社D支店へ異動した時期であり、継続して同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及びE健康保険組合発行の健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し（昭和48年10月27日にC社からA社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付事務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあつたとしていることから、事業主が昭和48年11月5日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月2日から同年12月1日まで

私は、昭和37年8月1日にA社に入社し、B社及びA社での勤務を経て、平成16年3月31日にC社を退職するまで、同一グループ会社に継続して勤務していた。

B社からA社への転籍に伴い、昭和39年10月2日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が空白とされている。納得がないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社から提出された人事記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和39年10月1日にB社からA社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月の社会保険事務所の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和23年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和21年3月8日から平成元年2月9日まで継続して勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録では、同社C支社から同社B支社への転勤に伴い、昭和23年9月1日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和23年9月1日にA社C支社から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和23年10月の社会保険事務所の記録から2,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成16年7月20日、同年12月20日、17年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月20日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

平成16年7月、同年12月、17年7月及び同年12月に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

社会保険庁(当時)の記録において、申立期間①、②、③及び④の賞与に係る記録が漏れていると思うので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持していた賞与明細書の保険料控除額から45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間①、②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成16年7月20日、同年12月20日、17年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

平成16年7月、同年12月、17年7月及び同年12月に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

社会保険庁(当時)の記録において、申立期間①、②、③及び④の賞与に係る記録が漏れていると思うので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持していた賞与明細書の保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間①、②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期人の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月20日、同年12月20日及び17年7月20日は25万円、同年12月20日は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

平成16年7月、同年12月、17年7月及び同年12月に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

社会保険庁(当時)の記録において、申立期間①、②、③及び④の賞与に係る記録が漏れていると思うので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持していた賞与明細書の保険料控除額から申立期間①、②及び③については25万円、申立期間④については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間①、②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年5月21日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は高校を卒業してA社に入社し、現在も勤務中である。申立期間は、同社C支店から同社B支店へ異動になった時期であるが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在籍証明書、従業員詳細情報、D健康保険組合が提出した加入証明書及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和47年5月21日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年6月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月18日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月18日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、平成19年7月18日に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。賞与支払の事実が確認できるA社の賞与支給明細書を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年7月支給の賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月18日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和50年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年3月は7万2,000円、同年4月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月28日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社に勤務していた時に、同社のC部門が分離して設立されたB社に勤務していた期間であり、同社には昭和51年10月31日まで継続して勤務していた。厚生年金保険料の控除が確認できる申立期間の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、源泉徴収票及び複数の同僚の陳述から、申立人は、B社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、昭和50年3月は7万2,000円、同年4月は8万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は、昭和50年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、A社において、同年3月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社が適用事業所となった同年5月1日に同社において資格を取得している従業員が8人いることが確認でき、前述の同僚のうち2人は、「申立期間も

約8人の従業員が勤務していた。」と陳述していることから、申立期間において、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が8万6,000円であるとの回答を受けた。前の期間が38万円、後の期間が32万円であって、申立期間だけが著しく低額なのはおかしい。正しい記録に直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成4年8月1日現在の被保険者標準報酬決定通知書及び5年1月分から同年9月分までの給与明細書(控)によると、i) 管轄社会保険事務所は、申立人の当該事業所における申立期間の標準報酬月額を36万円と決定していること、ii) 当該事業所は、申立人の同年1月分から同年9月分までの給与から、標準報酬月額が36万円に相当する厚生年金保険料を控除していることが確認でき、この標準報酬月額は、オンライン記録の8万6,000円と相違していることが確認できる。

一方、A社から提出された平成5年8月1日現在の被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人の同年10月からの標準報酬月額は32万円と決定されており、当該標準報酬月額は、オンライン記録による同年10月1日時点の標準報酬月額と一致する。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成17年6月16日、資格喪失日は18年3月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月16日から18年3月初旬まで

私は、平成17年6月16日から18年3月初旬までA社で勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が平成17年6月16日から18年3月10日までの間、A社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管するA社発行の給与支給明細書において、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成17年6月1日と記録されていたところ、社会保険事務所(当時)が18年3月2日付けでさかのぼって新規適用の取消処理を行っており、当該処理に伴って、申立人を含む131人の被保険者について、さかのぼって被保険者資格の取消処理が行われていることが確認できる上、保険料還付請求書から、一部納付されていた保険料が申立事業所に対し還付されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所では、A社について事業実態が確認できないことを理由に新規適用の取消処理を行ったとしているが、当該事業所における申立人の平成17年6月16日付けの資格取得届は、管轄社会保険事務所において同年7月7日に処理されている上、申立人は当該事業所において申立期間中は雇用

保険に加入し、給与支給明細書により申立期間に係る給与の支払及び保険料控除が確認できるほか、「被保険者の資格取得の取消しにかかる健康保険証について（通知）」によると、申立期間の終期に近い18年2月において、申立人は所持していた健康保険被保険者証を使用し保険医療機関で診療を受けていることも確認できる。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票には、申立事業所が保険料を滞納していた事実は確認できるものの、社会保険事務所職員が当該事業所に訪問し代表取締役及び従業員と面談していること、事業主が賃金台帳及び出勤簿の提出の求めに応じていることなどが記載されている。

さらに、社会保険事務所は、申立事業所の預金口座の1つについて取引履歴を調査しているが、同履歴の内容のみを持って事業実態を判断することはできないこと等から、当該事業所の事業実態について十分な調査を行った上で前述の取消処理を行ったとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、A社は厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていると判断されるところ、社会保険事務所が、事業実態が確認できないとして遡^{そきゅう}及して適用事業所の取消処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格取得日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成17年6月16日、資格喪失日は遡及して適用事業所の取消処理がされた18年3月2日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、取消処理前のオンライン記録から、11万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から同年11月21日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成14年7月から同年10月までの標準報酬月額が9万8,000円である旨の回答があった。
申立期間中の給与支払明細書を保存しており、標準報酬月額の決定に疑義があるので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人がA社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失した約半年後である平成15年6月11日付けで、20万円から9万8,000円へ^{そきゅう}遡及訂正されている。

しかし、申立人提出の給与支払明細書を見ると、月額変更届により記録訂正を必要とする変動は見られず、申立期間において事業主により給与から控除されていた保険料額は、標準報酬月額20万円に相当する額となっていることが確認できる。

また、A社においては、申立人以外にも3人の被保険者が、申立人と同様に、標準報酬月額を遡及訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主の陳述及び商業登記の記録からは、申立人は同社の役員ではなく、かかる遡及訂正について知り得る状態にはなかったことが確認できる上、社会保険事務所の滞納処分票からは、同社は、当時平成14年7月以降の保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、社会保険事務所において、係る処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年5月1日から同年7月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月から24年7月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和23年5月から24年7月まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てしているところ、同社に昭和24年4月から同年8月末まで在籍した同僚は、「申立人は、一緒に勤務したベテランの先輩社員で、私より先に入社し、私が退職するほんの少し前に退職した。」としている。

また、申立人は、「A社を退職した正確な日は覚えていないが、退職後に会社に給料を取りに行った覚えは無いので、昭和24年7月の給料日まで出勤したと思う。」としているところ、A社の給与支給日について、複数の同僚は25日であったと陳述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和24年4月から同年7月25日までの期間は同社で勤務していたものと推認される。

一方、A社が適用事業所となった日は昭和24年5月1日であるところ、上記同僚は、「申立人とは、同じ仕事をしており、当時、同じ部署の女子職員は、申立人を含めて3人のみであり、申立人を含む私たち3人の身分、業務内容及

び勤務形態は同じであった。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人を除くこれら女子職員2人は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和24年5月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人がこれら同質業務に従事していた同僚とは異なる取扱いをされていたことをうかがわせる特段の事情は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、A社が適用事業所となった昭和24年5月1日から同年7月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で同質業務に従事していた同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明であるため、申立期間当時の状況は不明であるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和23年5月から24年5月1日までの期間については、複数の同僚の証言から、申立人は同年4月30日以前からA社に勤務していたことが推認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は同年5月1日であり、当該期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、A社は昭和27年12月25日に適用事業所でなくなっており、商業登記の記録も無いことから、事業主及び役員から申立人の申立期間に係る保険料控除の状況等について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年5月1日に同社において被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの、適用事業所となる前の期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情を確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月16日に、資格喪失日に係る記録を40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬額については、39年7月から同年9月までは1万円、同年10月から40年5月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月16日から40年6月1日まで

私は、昭和39年3月から58年7月までC社（現在は、B社）に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和39年7月16日から40年6月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の退職者管理簿、申立人が申立期間における上司として名前を挙げた同僚の陳述及び当該同僚の厚生年金保険被保険者記録等から判断すると、申立人は、申立期間を含めてC社及び同社関連会社に継続して勤務し（昭和39年7月16日にC社からA社に異動、40年6月1日に同社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和39年6月及び40年6月の社会保険事務所の記録並びに申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から、39年7月から同年9月までは1万円、同年10月から40年5月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から40年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和23年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月21日から同年5月21日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和23年3月21日から同年5月21日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

当時、私は、A社D工場から同社C工場に転勤しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の「社員カード」から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和23年3月21日にA社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和23年5月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年10月23日から26年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月23日から26年7月1日まで

私は、昭和23年6月1日にA社B支社C支店に入社し、途中D社（現在は、E社）となった後も、継続して同社に勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和25年10月23日から26年7月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社提出の役職員名簿、申立人及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、昭和23年5月から26年3月31日までA社B支社に、同年4月1日から47年1月31日までD社に在籍していたことが認められる。

また、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認でき、申立人と共に同事業所に勤務していたとする同僚は、「申立人は、A社B支社C支店に申立期間を含めて継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無い。」旨陳述している。

さらに、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記同僚を含む申立人と同職種の複数の同僚は、昭和26年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和25年10

月 23 日から 26 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支社における昭和 25 年 9 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 26 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、D 社は、同年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間において、同社は適用事業所となっていない。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認でき、昭和 26 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている複数の同僚のうち一人は、「昭和 26 年 4 月に D 社が設立されてから 3 か月間は、改革期間とされ、同社は、社会保険に加入していなかったと聞いている。」旨陳述している上、別の同僚は、「改革期間には、保険料の控除は無かったと思う。当時の給与明細書は所持していないが、D 社には、数百人の従業員がいたので、当該期間に保険料が控除されていたら、誰かが気付くはずである。」旨陳述している。

さらに、E 社は、「当時の賃金台帳等が残存しないため、当該申立期間の厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、申立期間当時の D 社の経理担当者は、所在不明のため、当該申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

加えて、D 社が加入していた F 健康保険組合の被保険者名簿から、申立人の同健康保険組合における資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和 26 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月17日から同年7月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年2月17日）及び資格取得日（昭和43年7月15日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月1日から42年10月1日まで
② 昭和43年2月17日から同年7月15日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、私がA社に勤務した期間のうち、昭和41年3月1日から42年10月1日までの期間（申立期間①）及び43年2月17日から同年7月15日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険の未加入期間とされているとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和41年3月1日から44年2月27日までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和42年10月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年2月17日に資格を喪失後、同年7月15日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険加入記録から、申立人は、申立期間②においてA社に継続して勤務していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる同僚は、「申立人のことは、私が結婚した時に引っ越しの手伝いをしてもらったこともあり、よく覚えている。申立人は、A社の正社員としてB業務をしており、仕事ぶりは非常にまじめであった。申立人は、申立期間に同社をいったん退職するようなことは

無かったので、申立期間も厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたと思う。」旨陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる別の同僚も、「A社に正社員として在職しておれば、厚生年金保険に加入し、保険料が控除されていたはずだと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年1月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年2月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社での被保険者資格を当該申立期間中の昭和42年7月4日に喪失していることが確認できる同僚は、「私がA社に在籍していた期間において、申立人は、同社に在籍していなかった。」旨陳述している上、同社における申立人の雇用保険の資格取得日は同年8月26日であることが、雇用保険加入記録から確認できる。

また、A社の現在の事業主は、「当時の当社では、3か月程度の試用期間を設けていた。また、当時の賃金台帳等は残存しないが、申立人は、当社での被保険者資格の取得日である昭和42年10月1日から正社員として勤務していたと思われ、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除もしていない。」旨陳述している上、複数の同僚に照会したものの、申立期間①における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除を推認できる陳述は得られなかった。

さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日は、社会保険事務所の記録どおりの昭和42年10月1日となっている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者の資格取得日は昭和36年4月6日、資格喪失日は同年8月21日であると認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月6日から同年8月21日まで

夫の船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社所有のC船にD業務従事者として乗っており、このことが記載された船員手帳を提出するので、当該期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ってものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の船員手帳により、申立人が昭和36年4月13日から同年8月21日まで、A社所有のC船にD業務従事者として乗っていたことが認められる。

一方、A社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、生年月日について、申立人と生まれた年は相違しているものの月日が同じであり、また、氏名が酷似する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和36年4月6日、資格喪失日は同年8月21日）が確認できる。

さらに、船員手帳における乗船期間と当該未統合の被保険者記録における被保険者期間はおおむね一致しているほか、申立人と一緒にC船に乗っていたとする複数の同僚は、「申立期間当時、申立人と同姓の乗組員はほかにいなかった

た。」と陳述している。

加えて、B社は、「申立期間当時の資料は残っていないが、当時、乗組員全員を船員保険に加入させており、船員手帳に乗船記録があれば、船員保険に加入させていたと考えられる。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、当時、申立人と同じD業務従事者であった者が船員保険に加入していることが確認できる。

また、申立期間当時、C船は、E社からA社に売却されたことが同社の社史により確認できるところ、申立人の船員手帳を見ると、E社における雇止年月日（昭和36年4月13日）は、A社における雇入年月日と同一日であり、E社に係る雇止事由欄には、船舶所有者変更による雇入契約の終了を示す、「船員法第43条による」と記載されていることから、船舶所有者の変更における雇入条件の継続を定めた同法の規定により、船員保険に加入していたE社での雇入条件がA社においても継続されたものと推測される（申立人のE社における資格取得日は昭和35年12月1日、資格喪失日は36年4月6日）。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の船員保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和36年4月6日、資格喪失日は同年8月21日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA社における被保険者記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年9月10日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年2月までは30円、同年3月は40円、同年4月及び同年5月は60円、同年6月から同年8月までは180円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和16年から21年ごろまでB業務従事者として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社で正社員のB業務従事者として勤務したことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と生年月日が1年違いであり、氏名が酷似する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年9月10日）が確認できる。

また、当該未統合の被保険者記録の被保険者氏名は、申立人の氏名（旧姓）の下に「子」が付いたものであり、前述の同僚は、「申立人は、申立期間当時、本名の下に『子』を付けた名前で勤務していたと記憶している。私のA社における被保険者記録も、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、本名の下に『子』が付いた氏名で記録されており、当初、自身の年金記録には統合されていなかったが、後に社会保険事務所（当時）に申し出て統合されて

いる。」と陳述している。

さらに、A社も、「申立期間当時、当社で勤務する女子の正社員については、全員を厚生年金保険に加入させていた。また、当時、当社では、本名の下に『子』を付けた名前で勤務する女性社員が多数いたと聞いている。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年9月10日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA社における被保険者記録から、昭和19年10月から21年2月までは30円、同年3月は40円、同年4月及び同年5月は60円、同年6月から同年8月までは180円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に、同社D支店における資格喪失日に係る記録を42年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、39年7月は3万6,000円、42年1月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和29年4月から定年退職した平成7年10月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、E健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和39年8月1日にA社C支店から同社D支店に異動、42年2月1日に同社D支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和39年7月の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における同年6月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とし、42年1月の標準報酬月額については、申立人の同社D支店における41年12月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年8月1日及び42年2月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを39年7月31日及び42年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が39年7月31日及び42年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年7月及び42年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、60万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細表において確認できる保険料控除額から、60万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、34万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を34万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細表において確認できる保険料控除額から、34万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、53万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を53万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細表において確認できる保険料控除額から、53万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、43万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を43万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細表において確認できる保険料控除額から、43万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成5年3月まで

私は、平成5年4月12日に、自営業が軌道にのり、収入も増加したので、免除期間の追納と未納期間の保険料をまとめて納付するため、A市役所で71万4,000円余りを支払った。このことは、当時の手帳に記されている。

手帳には、平成5年4月11日に「714,000－（国民年金）支済（残0）」と記載されているが、この記述は、71万4,000円の国民年金保険料を支払済み、未納期間の保険料の残高は無いという意味で、昭和59年12月から平成5年3月までの期間の保険料を同年4月12日納付後、当日又は翌日記入した。

申立期間については、保険料を納付したにも関わらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月12日に、A市で昭和59年12月から61年3月までの国民年金保険料の申請免除期間（16か月）及び同年4月から平成5年3月までの未納期間（84か月）の保険料を同時に追納及び過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人が所持する平成5年当時の手帳を見ると、同年4月11日の欄に「714,000－国民年支払（残0）」と記載されていることが分かる。

しかし、申立人の主張どおり、平成5年4月12日に昭和59年12月から平成5年3月までの期間（100か月）の国民年金保険料を追納及び過年度納付するために納付書の作成を依頼したと仮定すると、昭和59年12月から61年3月までの申請免除期間については納付が可能となるが、同年4月から平成3年3月までの未納期間（60か月）については、既に時効により制度上納付する

ことができず、結果として納付可能な40か月の納付書が作成されたこととなり、その保険料額（申請免除期間の保険料と未納期間のうち納付可能な保険料の合計額）は33万円程度となることから、申立内容と符合しない。

また、申立人は平成5年ごろ、収入が増加したことを契機に同年4月12日に保険料を納付したと陳述しているが、申立人から提供された4年から8年までの確定申告書控えを見ると、5年に所得が増加している状況がみられず、一方、6年に所得が100万円程度増加している状況が確認でき、同年12月30日に申立人が、申立期間の過年度保険料を併せて納付していたとする昭和59年12月から61年3月までの免除保険料を追納したとするオンライン記録と符合することから、申立人の記憶は、平成6年12月30日の納付のことであると考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は保険料納付の証拠として主張する手帳以外に無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年3月まで

私は、昭和41年4月ごろにA市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。加入手続時に「今なら昭和36年4月までさかのぼって国民年金保険料が納付できます。」と言われたが、私はお金が足りず、加入時点の保険料から納付した。申立期間の保険料は、私が、毎月、国民年金手帳を持って市役所に行き納付した。私は国民年金に加入してからひとつきも欠かさず保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月ごろにA市で国民年金に加入し、同年4月以降の国民年金保険料を完納したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和46年4月1日に任意加入していることが、オンライン記録、特殊台帳及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、国民年金加入時点において、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立人は、制度上、申立期間の保険料を納付することができない。

さらに、申立人は加入手続時にA市国民年金担当職員から「今なら昭和36年4月までさかのぼって国民年金保険料が納付できます。」と説明を受けたと陳述しているが、昭和41年4月当時は第1回の特例納付実施期間（昭和45年7月から47年6月まで）前であることから、申立人の記憶は46年4月に加入手続を行った当時のものであると考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から48年2月まで

私は、昭和42年4月*日の結婚に伴ってA市に転居し、同日に現姓の氏名で、同市の住民になったことを記憶している。

私は、結婚後すぐ妊娠していることが分かり、義兄夫婦に将来のため国民年金に加入した方が良いと言われ、昭和42年7月ごろ、A市役所で現姓の氏名で国民年金に加入したと思う。

昭和42年9月*日に夫の戸籍に入籍し旧姓から現姓に名字が変わった際、国民年金加入時の名前が、実際旧姓であったため、A市で事務処理に手違いがあり、私の納付記録管理に不備があったと思う。

私は、昭和42年7月以降の保険料について、A市の自宅に来る集金人に保険料を納付し、その際、最初の年金手帳にはんこを押してくれていたことを記憶している。

申立期間について、国民年金に加入後、3か月だけ保険料を納付し、途中で納付をやめるはずがない。よって、当該期間の保険料の納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の納付記録に昭和42年7月から同年9月までの納付実績があることから、同年7月ごろにA市で国民年金の加入手続きを行い、同年同月以降、自宅に来る同市の集金人に国民年金保険料を申立人が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和42年7月28日に申立人の実家のあるB県C市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、昭和

42年7月から同年9月までの納付実績は同手帳記号番号によるものであることが申立人に係る特殊台帳から確認でき、同年4月にC市からA市に転居していた申立人が納付したものとは考え難い。

これらの状況から、昭和42年7月から同年9月までの国民年金保険料は、当時C市に居住していた申立人の母親が納付したものであると推定できるが、同人は既に死亡していることから、申立期間における保険料納付の状況を確認できない。

次に、申立人は、昭和48年3月14日にA市で国民年金の任意加入手続を行い、別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることがA市の国民年金被保険者台帳から確認できる。

しかし、任意加入時点において、申立期間は国民年金未加入期間となるため、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が任意加入手続を行ったと主張する昭和42年7月前後に別の国民年金手帳記号番号が払出された可能性について、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から13年1月までの期間及び同年6月から15年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年12月から13年1月まで
② 平成13年6月から15年1月まで

私は、国民年金の再加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、当時のことについては何も分からない。

申立期間①及び②当時、前妻が私の国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間について、何も証明するものは無いが、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その前妻と一緒に勤務していた事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成11年12月ごろに、前妻がA市B区で申立人の国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立人が平成11年12月26日に厚生年金被保険者資格を喪失し、同日付けで国民年金被保険者資格を取得すべき状況であったことから、12年8月21日に社会保険事務所（当時）から国民年金の加入手続を行うよう勧奨が行われたことが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、社会保険事務所は、申立人が平成13年2月1日に厚生年金被保険者資格を再取得したことを把握したことから、同日付けで国民年金被保険者資格を喪失させる処理を同年2月15日に行っていることが確認できる。

さらに、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、これらの記録につ

いて「申立期間①中に国民年金の再加入手続が行われなかったことから、当時は年金未加入期間の取扱いであった。」と説明しており、A市B区が申立人に国民年金保険の納付書を送付していたとは考え難い。

加えて、申立人が前妻への連絡を拒否していることから、同人の陳述が得られず、申立期間における国民年金の再加入手続及び国民年金保険料の納付状況が確認できない。

申立期間②について、申立人は平成13年2月1日に就職し、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を再取得し、同年6月21日付けで同資格を喪失しているが、その後申立人の前妻がA市B区で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、オンライン記録を見ると、申立人が平成13年6月21日に厚生年金被保険者資格を喪失し、同日付けで国民年金被保険者資格を取得すべき状況であったことから、同年8月23日に社会保険事務所から国民年金の加入手続を行うよう勧奨が行われたことが確認できる。

また、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、「申立人は、加入勧奨を受けて60歳に到達する平成15年*月までに国民年金の再加入手続を行ったと推定できる。」と説明している。

しかし、申立人が前妻への連絡を拒否していることから、同人の陳述が得られず、申立期間における国民年金の再加入手続及び国民年金保険料の納付状況が確認できない。

このほか、申立人の前妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無く、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年3月まで

20歳になったら国民年金に加入することは認識していたが、自分で手続をした記憶が無いので、母親が加入手続をしてくれたと思う。保険料の納付については、母が私たち夫婦二人分を毎月女性の集金人に納めていたことを覚えている。

昭和45年4月から47年2月までは、A市に居住していたので、この間の保険料納付については定かでない。

保険料を納めてくれていた母は亡くなっており詳しいことは分からないが、必ず納めているので、申立期間の保険料が未納にされていることについては納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付を申立人の母親が行っていたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、昭和42年2月23日と49年8月31日の2回夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、夫婦二人分の資格記録を見ると、特殊台帳から、最初に払い出された手帳記号番号については、夫婦共に41年12月1日に資格を取得し、42年1月1日に資格を喪失されていることが確認でき、49年4月1日に手帳記号番号を再取得するまでほかに資格を取得した形跡が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり保険料を納付することはできない。

また、B市の被保険者名簿においても、昭和42年1月1日に資格を喪失後は49年4月1日に資格を取得するまで国民年金に加入した形跡が無く、特殊

台帳の記録と一致している。

さらに、申立人夫婦は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の事情を確認することはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年3月まで

結婚するまでの国民年金についての記憶は定かで無いが、結婚後は、夫の母親が夫の保険料と一緒に毎月女性の集金人に納めていたことを覚えている。

昭和45年4月から47年2月までは、A市に居住していたので、この間の保険料納付については定かでない。

保険料を納めてくれていた夫の母親は亡くなっており詳しいことは分からないが、必ず納めているので、申立期間が未納とされていることについては納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付を、夫の母親が行っていたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期をみると、昭和42年2月23日と49年8月31日の2回夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、夫婦二人分の資格記録を見ると、特殊台帳から、最初に払い出された手帳記号番号については、夫婦共に41年12月1日に資格を取得し、42年1月1日に資格を喪失されていることが確認でき、49年4月1日に手帳記号番号を再取得するまでほかに資格を取得した形跡が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり保険料を納付することはできない。

また、B市の被保険者名簿においても、昭和42年1月1日に資格を喪失後は49年4月1日に資格を取得するまで国民年金に加入した形跡が無く、特殊台帳の記録と一致している。

さらに、申立人夫婦は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人夫婦の保険料を納付していたとする夫の母親は既に亡くなっており、当時の事情を確認することはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から55年3月まで

国民年金の加入は、昭和44年6月に同居していた母が、一人娘の私の加入手続をしたと思う。45年3月に大学を卒業後、申立期間は自宅兼工場で同居していた父が営んでいた仕事を手伝っていた。

申立期間の保険料は、母が父と母と私の3人分の保険料を納付しており、両親が60歳到達まで集金人に納付したと思う。母の納付期間が昭和48年9月に終了し、その後、父の納付期間が52年1月に終了した後は、母が私の一人分の保険料を納付したと思う。しかし、私は、保険料の納付を母に任せていたので詳しくは分からない。

昭和53年12月に母が倒れた後の保険料は、父が55年3月まで納付したと思うが、しかし、納付方法については、私は、母の看病をしていたので分からない。

両親は既に亡くなっているので、国民年金の加入手続及び保険料の納付については詳しくは分からないが、両親は納付済みとなっているのに、両親と同居し父の仕事を手伝っていた一人娘の私だけが未納のはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を申立人の両親が納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和44年9月25日にA市で払い出された最初の国民年金手帳記号番号と55年8月2日に同市で払い出された2回目の手帳記号番号が確認できるところ、最初に払い出された手帳記号番号は、資格を取消しとされていることが手帳記号番号払出簿から確認できる。これについて、申立人の前後の被

保険者に資格の取消しが多数見られるとともに、申立人と同じく昭和 24 年生まれの者が複数存在することから、職権適用により払い出された手帳記号番号と考えられる上、当時申立人は、大学生だったという陳述もあることから、最初の手帳記号番号については、資格を取り消されたものと推察される。

また、2 回目の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、昭和 44 年 6 月から 52 年 12 月までの保険料は、時効により制度上納付することはできない上、53 年 1 月から 55 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、保険料納付に直接関与していないことから、過年度納付したかどうか分からないとしている。

さらに、申立人は、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間に係る社会保険事務所（当時）発行の過年度保険料の「納付書・領収証書」「領収控」「領収済通知書」の 3 枚綴りの納付書を所持していると陳述しているが、申立人の提出した「納付書・領収証書」には銀行の領収印は無い。

加えて、保険料を納付したとする申立人の両親は既に死亡しており、当時の状況は不明である。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4448 (事案 2956 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から54年3月まで

昭和44年5月から同年7月ごろ、母が私の国民年金の加入手続を行い、郵便局で申立期間の保険料を3か月ごとに納付してくれていた。申立期間の保険料額は失念した。

私の保険料を納付してくれていた母の国民年金手帳が見つかったので、この手帳を新たな資料として提出する。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金の加入手続時期が国民年金手帳記号番号払出簿から、婚姻より後の昭和54年7月であり、44年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合せず、婚姻までの期間の保険料を申立人の母親が3か月又は半年ごとに納めていたとする陳述とも符合しないこと、また、申立期間のうち、同年5月から51年12月までの保険料は時効の成立により、制度上納付することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は保険料納付を示す資料として新たにその母親の国民年金手帳を提出したが、その手帳には申立人の保険料納付を示す記載は見当たらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4449（事案 3253 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年10月まで

私は、昭和36年4月ごろに国民年金制度が発足するため、町内会の会計役の方にA市役所B出張所で国民年金の加入手続をしてもらった。以降は、毎月、自治会の当番の方が自宅に集金に来て、保険料100円を預かり、自治会の会計さん宅に持って行っていた。申立期間について、納付していたことを証言してくれる同じ町内の知人もいることから納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が昭和37年5月25日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、36年4月に加入手続をしたとの陳述とは符合しない上、払出時点では、申立期間①の保険料について過年度納付は可能であったものの、その場合、毎月集金人に現年度納付していたとの陳述とは符合しない、ii) A市において納付組織による集金制度の規則が制定されたのは、37年4月であり、申立人が居住していたA市C地区においては同年9月まではA市役所B出張所で出張検認が実施されていたことが、当時の広報紙から確認でき、36年4月から自治会の集金人に納付していたとの陳述とは符合しない、iii) 申立期間と同期間につき夫の納付記録も未納とされている、iv) 別の手帳記号番号による納付の可能性について確認するため、手帳記号番号払出簿の調査及び旧姓を含む別読みによる氏名検索を行うも、その存在は確認できなかったほか、申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかったとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は申立期間の保険料を納付したことを示す資料等として、申立人と同

じ町内在住の知人が保険料を納付していたことを新たに証言してくれるとしている上、申立人の母親及び母親と同年代の者は、申立期間について保険料が納付済みであると主張している。

しかし、申立人が保険料を納付していたことを証言してくれるとしている知人に当時の事情を聴取したが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な事情はうかがえない上、当該知人についても申立期間の保険料は未納とされていることが確認できる（なお、うち1名については、第2回の特例納付により申立期間の保険料を納付済みである。）。

また、オンライン記録によると、申立期間について、申立人の母親は納付済みであるが、上記のとおり、申立人の夫は未納とされており、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から40年3月まで

私は、元夫が会社を退職した昭和39年8月ごろ、市役所で、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。それ以降、3か月ごとに集金人に保険料を納付した。年金記録を確認すると、申立期間が未納とされていることが分かった。当時は保険料を定期的に欠かさず納付していたので、未納とされている年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元夫が会社を退職した昭和39年8月ごろ、市役所で、夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったとしており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年2月に、その元夫と連番で払い出されていることが確認できるが、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号の前後において、手帳記号番号の多数が取消処理されていることが確認できることから、申立人及びその元夫の手帳記号番号は、A市による職権適用により払い出されたものと推認され、元夫の退職に伴い市役所で加入手続を行ったとする申立内容と一致しない。

また、申立人とその元夫の特殊台帳及びオンライン記録によると、申立期間については、元夫も未納期間となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から同年6月までの期間、60年3月から同年9月までの期間、61年4月から同年9月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月から同年6月まで
② 昭和60年3月から同年9月まで
③ 昭和61年4月から同年9月まで
④ 昭和62年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入後、経済的に保険料の納付が困難な時期もあったが、昭和55年ごろからは私たち夫婦の生活が経済的に安定し、保険料を納付する余裕も出てきたので、会社を退職すると、その都度厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を銀行及び郵便局で欠かさず納付してきた。私たち夫婦にとって老後の生活の頼りになるものは年金しかないことを自覚していたので、極力納め忘れの無いように努めてきたつもりである。したがって、同年以降については未納期間があるとは考えられないので、申立期間についての調査及び記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろからは経済的に安定し、保険料の納付が可能な状況になったことから、退職により厚生年金保険被保険者資格を喪失した際は、その都度国民年金への切替手続きを行い、申立期間①、②、③及び④について、国民年金保険料を欠かさず納付したとしているが、オンライン記録によると、申立期間①、②、③及び④のそれぞれの始期における国民年金被保険者資格の取得について、すべて平成元年10月6日において、さかのぼって一括して追加処理されていることが確認できることから、申立期間①、②、③及び④のそれぞれの始期においては国民年金への切替手続きが行われていなかったものと

推認され、申立内容と一致しない。

また、A市の被保険者記録及び特殊台帳によると、申立期間①、②、③及び④については未納である旨記載されており、オンライン記録の内容と一致しているところ、上記の追加処理が行われ、未納期間と処理された時点では、いずれの申立期間も時効により保険料を納付することができない上、追加処理がされる時点以前においても、未加入期間となることから保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から51年3月まで

私は国民年金への加入を母親に任せていたため、加入時期及び手続についての詳細は分からないが、成人式前後に、母親から年金手帳を見せられて、国民年金保険料は40年間納付しなければいけないと言われたことを記憶しているため、昭和45年12月ごろに国民年金に加入したのだと思う。

その後、昭和46年ごろから婚姻する54年までの期間については、私が両親と兄及び自分自身の4人分の保険料を納付書により金融機関に定期的に納付し、その都度領収書をもらっていた。ところが、申立期間について、一緒に納めていた両親及び兄が納付済みなのに、私だけが未納とされており、納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和45年12月ごろに、その母親が加入手続を行い、それ以降の国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年4月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人には、過年度納付等により申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。

また、A市によると、昭和47年度までは印紙検認方式により保険料を収納していたとしており、申立人は、昭和46年ごろから婚姻する54年までの期間については、申立人自身が、自分自身、両親及び兄の4人分の保険料を納付書により金融機関で定期的に納付したとしているが、申立内容と一致しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オ

ンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4453 (事案 1286 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から41年3月まで

私は、現在所持している国民年金手帳の以前に、もう2冊手帳を交付されたことがあり、当該再申立てでの申立期間である昭和38年9月から41年3月までの期間は、そのうち、後から交付された手帳を使っていた時期にあたる。当時、保険料納付の都度、その手帳に集金人から検認印が押されており、役所にも、その手帳から切り離れた控えが当然残っているはずである。しかし、記録上未納期間とされていたため、ほかの未納期間とともに年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、役所に確実に控えがあるはずのこの期間についてまで、納付が認められないという通知が来たので、納得できない。

現在、私の手元には申立期間の保険料納付を証明できる手帳は残っていないが、未納とされている期間のうち、特に上記期間に限って役所をよく探せば、必ず私が納付した証拠が見つかるはずである。もっとよく調査した上で、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会判断の理由

今般の申立期間を含む昭和36年8月から37年3月までの期間及び38年9月から42年3月までの期間(以下「当初の申立期間」という。)に係る申立てについては、i)当初の申立期間は、国民年金手帳記号番号の払出以前であり、当初の申立期間の大部分が既に時効により納付できない期間であったこと、ii)申立人の夫は、申立人の手帳記号番号の払出日以前に当初の申立期間の大半についての保険料を現年度納付しており、いつも夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を現年度納付してきたとする申立内容とは矛盾すること、iii)ほかに別の手帳記号番号が払い出された事情がうかがえなかったことの三点を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月26日付けで年金記録の訂

正は必要でないとする通知が行われている。

なお、今般の再申立てに当たり、申立人は、現年度納付を行った際、市によって回収された国民年金印紙検認台紙についての調査が不十分であった旨を申し立てているが、市より同台紙の進達を受け、最終的に保管を行う管轄社会保険事務所（当時）は、同台紙について、保存期限経過により既に一律に廃棄済みであるとしており、同台紙の所在から当時の申立人の納付の可能性をうかがうことはできない。

また、申立人からは新たな資料の提供も無く、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年4月に、区役所から来た集金人に加入を勧められたので、その場で夫婦一緒に国民年金に加入した。

その際、夫婦二人分の3か月分の保険料として600円を集金人に納付し、次回の集金時に国民年金手帳を受け取った。保険料を納付すると手帳に検認印を押してくれたことを覚えている。

以降は、3か月ごとに自宅に来る集金人に、私又は妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきたのに、国民年金に加入した当初の申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に、区役所から来た集金人に国民年金の加入を勧められ、その場で夫婦一緒に国民年金に加入し、以降は、3か月ごとに自宅に来る集金人に、夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金の加入時期をみると、夫婦の国民年金手帳記号番号は、1年後の昭和37年4月8日に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに夫婦一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、共に国民年金制度が発足した36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、加入時期に関して申立人の記憶と一致しない上、夫婦のオンライン記録によると、加入手続が行われた時期であり、かつ、申立期間直後である37年4月から、共に夫婦二人分の保険料の納付を開始しており、この当ても夫婦3か月分の保険料額は600円であることから、国民年金に加入して以降は、集金人に夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきたとする申立内容とも符合

するほか、申立人は、国民年金の加入当時において、保険料をまとめて納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人夫婦が、昭和36年4月に一緒に国民年金に加入し、申立期間の保険料を3か月ごとに集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、面談に際し、申立人夫婦が国民年金に加入後に、近所の知人に国民年金の加入を勧めたことがあり、その知人夫婦について「ご主人は昭和36年4月から加入し、奥さんは、加入を勧めた当時は20歳になっていなかったもので、半年ほど後に加入し、それぞれ記録がある。」と言っていたとし、このことが申立期間の保険料を納付している根拠の一つであると主張しているが、当該知人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和39年3月17日に連番で払い出されていることから、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われた時期のさらに2年後に知人夫婦の加入手続が行われたものと推定され、知人の夫については、申立人夫婦と同様、国民年金制度が発足した36年4月1日まで、その妻については、同年4月1日現在において20歳未満であったことから、20歳に到達する同年*月*日まで、それぞれさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。その上、知人夫婦は、加入手続が行われた時点で集金人に納付が可能であった38年4月から、共に保険料の納付を開始しており、申立期間は、知人夫婦においても保険料の未納期間となっている。この点について、知人夫婦に確認したところ、申立人夫婦に勧められて国民年金に加入したことは事実であるが、夫婦がそれぞれ時期を異にして加入した訳ではなく、夫婦一緒に加入したと思うとし、オンライン記録にあるとおり、同年4月から夫婦二人分の保険料を納付していることについても間違いないと陳述している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年4月に、区役所から来た集金人に加入を勧められたので、その場で夫婦一緒に国民年金に加入した。

その際、夫婦二人分の3か月分の保険料として600円を集金人に納付し、次回の集金時に国民年金手帳を受け取った。保険料を納付すると手帳に検認印を押してくれたことを覚えている。

以降は、3か月ごとに自宅に来る集金人に、私又は夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、国民年金に加入した当初の申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に、区役所から来た集金人に国民年金の加入を勧められ、その場で夫婦一緒に国民年金に加入し、以降は、3か月ごとに自宅に来る集金人に、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金の加入時期をみると、夫婦の国民年金手帳記号番号は、1年後の昭和37年4月8日に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに夫婦一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、共に国民年金制度が発足した36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、加入時期に関して申立人の記憶と一致しない上、夫婦のオンライン記録によると、加入手続が行われた時期であり、かつ、申立期間直後である37年4月から、共に夫婦二人分の保険料の納付を開始しており、この当ても夫婦3か月分の保険料額は600円であることから、国民年金に加入して以降は、集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする申立内容とも符合

するほか、申立人は、国民年金の加入当時において、保険料をまとめて納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人夫婦が、昭和36年4月に一緒に国民年金に加入し、申立期間の保険料を3か月ごとに集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、面談に際し、申立人夫婦が国民年金に加入後に、近所の知人に国民年金の加入を勧めたことがあり、その知人夫婦について「ご主人は昭和36年4月から加入し、奥さんは、加入を勧めた当時は20歳になっていなかったもので、半年ほど後に加入し、それぞれ記録がある。」と言っていたとし、このことが申立期間の保険料を納付している根拠の一つであると主張しているが、当該知人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和39年3月17日に連番で払い出されていることから、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われた時期のさらに2年後に知人夫婦の加入手続が行われたものと推定され、知人の夫については、申立人夫婦と同様、国民年金制度が発足した36年4月1日まで、その妻については、同年4月1日現在において20歳未満であったことから、20歳に到達する同年*月*日まで、それぞれさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。その上、知人夫婦は、加入手続が行われた時点で集金人に納付が可能であった38年4月から、共に保険料の納付を開始しており、申立期間は、知人夫婦においても保険料の未納期間となっている。この点について、知人夫婦に確認したところ、申立人夫婦に勧められて国民年金に加入したことは事実であるが、夫婦がそれぞれ時期を異にして加入した訳ではなく、夫婦一緒に加入したと思うとし、オンライン記録にあるとおり、同年4月から夫婦二人分の保険料を納付していることについても間違いないと陳述している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から58年3月まで

結婚式を挙げた昭和52年4月の数か月後に、夫が入籍手続のため区役所へ行った際、一緒に私の国民年金の加入手続もしてくれたと聞いている。

国民年金保険料も、すべて夫が納付してくれていたもので、詳しいことは分からないが、私の年金手帳に国民年金の加入記録が記載されていたので、安心して領収証書を捨ててしまったが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が入籍手続のため区役所に行った際、一緒に申立人に係る国民年金の加入手続もしてくれたと聞いていると申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、婚姻届が行われた約6年後の昭和58年10月ごろに加入手続が行われたものと推定される上、申立人の所持する年金手帳を見ると、それまでの申立人に係る厚生年金保険の資格の取得及び喪失の状況に依りて、44年9月1日に初めて国民年金被保険者の資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失するとともに、申立期間の始まる52年2月1日に資格を再取得したことが記載されており、申立人の特殊台帳の記録とも一致している。したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、56年9月以前の期間は、時効により保険料を納付できない期間であるとともに、時効にかからない期間の保険料については、過年度保険料となるが、申立人は納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の夫に事情を聴取しても、夫は、自身の保険料納付に関しても、当時のことは全く覚えていないと陳述しているこ

とから、具体的な納付状況は不明である。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は、6年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年3月まで

会社を退職して、昭和46年1月*日に独立開業して間もなく、区役所の方が店に来て国民年金の加入を勧められたので、妻がその時に加入を行った。

初めのころの国民年金保険料は、2,000円又は2,200円ぐらいで、妻が夫婦二人分の保険料を店が始まる午後4時前に集金人に納付していた。

途中から、銀行の外交員に現金を渡して、国民年金保険料を納付してもらっていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和50年6月11日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、46年2月から47年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することはできず、納付するには特例納付によることとなるが特例納付したとの主張は無い上、48年1月から50年3月までの保険料は過年度保険料となり、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない。

また、申立人は、国民年金への加入当初の国民年金保険料は、2,000円又は2,200円ぐらいであったとしているが、当時の月額保険料は450円であり、金額が一致しない。

さらに、申立人の納付記録を見ると、昭和 50 年 4 月からの国民年金保険料が納付済みとされているところ、当時の月額保険料は 1,100 円であり、夫婦二人分で 2,200 円となることから、申立人は、国民年金への加入手続時期を記憶違いしている可能性も否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人の国民年金保険料の納付を担っていた申立人の妻から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年3月まで

会社を退職して、昭和46年1月*日に独立開業して間もなく、区役所の方が店に来て国民年金の加入を勧められたので、私がある時に加入を行った。

初めのころの国民年金保険料は、2,000円又は2,200円ぐらいで、私が夫婦二人分の保険料を店が始まる午後4時前に集金人に納付していた。

途中から、銀行の外交員に現金を渡して、国民年金保険料を納付してもらっていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において昭和50年6月11日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、46年2月から47年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、納付するには特例納付によることとなるが特例納付したとの主張は無い上、48年1月から50年3月までの保険料は過年度保険料となり、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない。

また、申立人は、国民年金への加入当初の国民年金保険料は、2,000円又は2,200円ぐらいであったとしているが、当時の月額保険料は450円であり、金額が一致しない。

さらに、申立人の納付記録を見ると、昭和 50 年 4 月からの国民年金保険料が納付済みとされているところ、当時の月額保険料は 1,100 円であり、夫婦二人分で 2,200 円となることから、申立人は、国民年金への加入手続時期を記憶違いしている可能性も否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から52年3月まで

国民年金の加入については、将来のためになるからと母親に勧められたこともあり、昭和52年3月ごろ、自分自身でA区役所に出向き手続きした。

申立期間の国民年金保険料については、加入時に、母親から約10万円を借りて、一括して区役所窓口で納付するとともに、昭和52年4月から同年6月までの保険料については、納付書を発行してもらい、後日、銀行で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、区役所窓口で一括して納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市A区において、昭和52年7月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、47年3月から49年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、50年1月から52年3月までの保険料は過年度保険料となり、区役所窓口で納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号の払出当時は、特例納付実施期間中ではなかったことから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することもできない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料として約10万円を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号の払出時点からみて、過年度納付することが可能な昭和50年1月から52年3月までの過年度保険料額は3万3,300円であり、また、仮に53年7月から始まった第3回特例納付制度を利用した

場合の保険料額は、特例納付保険料 18 万 4,000 円及び過年度保険料 2 万 100 円の合わせて 20 万 4,100 円となり、いずれも陳述の金額とは一致しない上、過年度納付及び特例納付による保険料については、制度上、区役所窓口で納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月

私は、会社を退職した昭和46年4月ごろに、A市B区役所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

申立期間の国民年金保険料納付については、切替手続を行った際に、手書きの納付書に1,000円程度の金額を私自身で記入して、納付したことを覚えている。

勤務していた会社では給与計算及び社会保険事務を担当していたので、会社を退職した際には、国民年金に切り替えて保険料を納付しないと、将来の年金受給に差し支えるという知識があり、退職時には厚生年金保険加入期間を必ず会社に証明してもらってから、国民年金への変更手続を行い、国民年金保険料を未納無く納付してきた。

申立期間に係る保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格について、平成18年8月11日に、資格の取得日が昭和43年6月8日から46年4月1日へ変更処理され、また、資格の喪失日が43年7月1日から46年5月23日へ変更処理されている。

この処理について、日本年金機構では、平成18年当時に申立人に係る年金加入履歴を調査した結果、厚生年金保険について、昭和41年1月17日に資格取得、46年4月1日に資格喪失、同年5月23日に資格の再取得及び50年8月31日に再喪失の記録が確認されたことによるものであり、この変更処理以前においては、申立期間を含む43年7月から50年7月までの期間は連続した

国民年金未加入期間であったとしている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和43年6月8日を資格取得日として、同年6月20日に払い出されているものの、翌月の同年7月1日付けで資格を喪失されており、上記の変更処理がされる以前のオンライン記録と符合している上、50年12月に同区からC市への住所変更及び「不在確認」の押印も見られることなどから、申立期間当時は不在者扱いとされていたものと考えられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、昭和43年6月8日に資格を取得、同年7月1日に資格を喪失及び50年9月1日に資格を再取得と記録されている。

加えて、C市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、昭和50年9月以降の納付記録があるのみで、申立期間の納付事跡は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料として1,000円程度の金額を納付したとしているが、申立期間当時の月額保険料は450円であり、金額が一致しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

結婚後、国民年金に加入しようと思い、自宅に来た男性集金人に対し、自分で加入手続を行い、その場で義母が家族の保険料とともに私の資格の取得時までさかのぼって保険料を納付した。

私の所持する国民年金手帳の検認記録欄を見ると、昭和45年3月7日と検認印が押されていることから、この日に加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したのに間違いはない。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義母が集金人に対し、昭和45年3月7日に家族の分とともに申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和44年12月19日に払い出されているが、申立期間の保険料納付を行ったとする45年3月の時点において、申立期間のうち、42年4月から同年12月までの保険料は、制度上、納付することはできず、また、43年1月から44年3月までの保険料は、過年度保険料となり、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない。

また、申立人は、義母が申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付し、義母がその後「納付が必要な分はすべて納付した」と話していたと陳述しているものの、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和45年3月に44年4月以降の1年間の保険料がさかのぼって納付されていることが確認でき、当該保険料が、当時、集金人に納付することが必要かつ可能な現年度保険料であったことから、申立人は当該保険料の事実と記憶違いしている可能性を否定でき

ない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料をほかの機会に納付したことは無いと陳述しており、また、申立期間の保険料納付を行ったとする義母は、現在療養中のため、聴取を行うことができず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 6 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 10 月 4 日から 39 年 7 月 16 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 14 日から 43 年 2 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社、B社及びC社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9か月後の昭和43年11月28日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書、同計算書、領収書及び最終勤務会社であるC社元従業員に対する申立人名義の委任状があり、当該代理人が脱退手当金受給手続を行っていることが確認できる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 25 日から 37 年 10 月 19 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 45 年 9 月 11 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びB社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

申立期間①については、オンライン記録において、申立人の脱退手当金はA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和37年12月17日に支給決定されていることが確認できることから、同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む前後160人のうち、申立人と同一時期(おおむね2年前後)に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員19人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め11人見られ、そのうち7人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、A社に係る前述被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

申立期間②については、オンライン記録において、申立人の脱退手当金はB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和45年10

月5日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、脱退手当金としてオンライン記録と同額の3万2,524円が支給決定されており、当該脱退手当金は申立人の当時の住所地に近い郵便局で隔地払（通知払）されていることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む前後34人のうち、申立人と同一時期（おおむね2年前後）に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員8人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め5人見られ、全員が資格喪失後約4か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、B社に係る前述被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立期間①及び②について申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 6841 (事案 4375 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 25 日から 23 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く受給していないので、記録の訂正を求めて年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間後に共済組合に加入していることから、厚生年金保険被保険者期間を精算し、脱退手当金を受給した可能性も否定できない等の理由により、記録訂正は認められなかった。

前回の決定後、新たにA社に就職する前に勤めた2か所の事業所における厚生年金保険被保険者記録が判明した。

また、月額給与が90円から100円であった時代に612円もの脱退手当金が支給されていることは不自然であり、このような大金を受け取って忘れることはありえない。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄に記載されている支給金額、資格期間及び支給年月日等の内容がオンライン記録と一致している、ii) 申立人は、A社を退職した約1か月後にB社に採用されたとしているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ厚生年金保険に係る年金は受給できなかったことを踏まえると、共済組合に加入したことにより厚生年金保険被保険者期間を

清算し、脱退手当金を受給した可能性も否定できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定後に、申立期間より前の期間に、別の二つの事業所における厚生年金保険加入記録が判明したと申し立てている。

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間以前のこれら二つの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかし、当該被保険者期間は申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時の脱退手当金請求書の様式は公的年金加入歴の記載項目が無く、請求書を提出する際に、厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者証の添付が無い場合、社会保険事務所では請求者のすべての被保険者期間を知ることができなかった。このことは、平成21年9月9日に基礎年金番号と統合処理されるまで、当該被保険者期間は未統合の記録とされていたことからもうかがわれ、脱退手当金請求の際に、当該被保険者期間の請求を漏らした可能性を否定できない。

また、申立人は、「月額給与が90円から100円であった時代に612円もの脱退手当金が支給されていることは不自然であり、このような大金を受け取って忘れることはありえない。」と申し立てているが、厚生年金保険被保険者台帳により、申立人のA社退職時の標準報酬月額は、600円であることが確認できることに加えて、脱退手当金支給額に計算上の誤りは見られない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月21日から23年9月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(在職中にB社に名称変更)C工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。同社には、昭和21年4月にD業務従事者として入社していたことは間違いなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社発行の在籍証明書及び同僚の陳述から、申立人が申立期間からA社C工場に勤務していたことが認められる。

しかし、複数の元従業員について、自身が入社したとする時期の6か月から23か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、申立人は、「入社当初は見習期間があった。」と陳述しており、申立人の同僚も、「申立人は、D業務従事者の見習いとして入社して来た。」と陳述している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、見習期間があり、従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間における保険料控除について明確な記憶が無く、このほかに申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 17 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

昭和 60 年 4 月から A 業種及び B 業種の個人経営を始め、61 年 4 月 11 日に自らが代表取締役を勤める C 社を設立して、平成 17 年 3 月まで会社経営を行った。申立期間において厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社に係る商業登記の記録から、申立人が同社設立時（昭和 61 年 4 月 11 日）から現在まで代表取締役として登記されていることが確認できる。

しかし、C 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が C 社の社会保険関係の手続を委任していたとする税理士は、「税務申告は受託していたが、社会保険等の手続は行っていない。なお、現在保管している平成 12 年から 16 年までの C 社に係る決算書には、法定福利費及び預り金の項目は計上されていない。社会保険料の納付は無かった。」と陳述している。

さらに、C 社を設立する以前の A 業種及び B 業種の個人経営に係る申立期間については、申立人は個人事業所の事業主であったことから、制度上、厚生年金保険被保険者の資格を取得することができない。

加えて、申立人は、「申立期間は国民健康保険に加入していた。」と陳述しているところ、D 市の国民健康保険の記録から、申立人が申立期間を含む昭和 50 年 3 月から平成 20 年 4 月まで同市で国民健康保険に加入していたことが確

認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から23年6月1日まで
② 昭和27年11月26日から28年2月28日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①については、昭和22年6月1日からA社で勤務を始めたのに、23年6月1日以前の加入記録が無い。

申立期間②については、B社で昭和28年2月28日まで勤務したのに、27年11月26日までの加入記録しかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年1月1日であり、申立期間のうち、同年1月1日より前の期間は適用事業所ではない。

また、A社が適用事業所となった日に11人が被保険者資格を取得しているが、当該11人のうち10人は既に死亡又は所在不明であり、連絡の取れた1人は、「申立期間当時のことは何も覚えていない。」としており、さらに、申立期間当時の事業主も所在不明であることから、これらの者から申立期間における申立人の勤務状況を確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、B社は、申立人が同社で厚生年金保険の

被保険者資格を喪失した日と同一日の昭和 27 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、B 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に、申立人以外に 12 人が被保険者資格を喪失しているところ、全員が既に死亡又は所在不明であり、申立期間当時の事業主も所在不明であることから、これらの者から申立期間における申立人の勤務状況等を確認することはできない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除に係る申立人の記憶は曖昧であり、申立人の申立期間①及び②における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間から同店に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述により、申立人が申立期間からA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人と同職種の元従業員3人について、同人たちが記憶している自身の入社時期と、オンライン記録におけるA社での資格取得日を比較したところ、入社日に被保険者資格を取得している者はおらず、入社日の10か月から22か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、別の元従業員の一人は、「私も入社時期と資格取得日が合っていないが、A社では、厚生年金保険に加入させるべき人を、遅らせて加入させていたと聞いたことがある。しかし、厚生年金保険に加入させなかった期間の保険料は控除されていないと思う。申立期間当時の事業主は、保険料を控除しているにもかかわらず、厚生年金保険に加入させないような人ではない。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間において雇用保険に加入しているが、雇用保険の記録が確認できた元従業員について、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録を見ると、申立人と同様に、雇用保険の被保険者期間に厚生年金保険の加入記録が無い者が確認できることから、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員を雇用保険と厚生年金保険とに同時に加入させていた訳ではなかったこ

とがうかがわれる。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、B社も申立期間当時の関連資料は保存していないとしているほか、このほかに申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 6 日から 45 年 5 月 2 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。「D社人事異動通知書」にあるように、申立期間は、臨時補充員としてD社A支店(現在は、D社B支店)に勤務した。この期間も健康保険が切れた記憶が無いので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する「D社人事異動通知書」及びD社B支店が保管する辞令簿等から、申立人が申立期間に臨時補充員としてD社A支店で勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録において、D社A支店は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、申立人は、申立期間当時の同支店の社員は、支店長、女性職員1人及び自身の合計3人であったとしていることから、申立期間当時、同支店は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与支払について、「給与はD社C支店で計算されていたと思う。同支店から送付される給与支払明細書に基づいて、支店長から現金で給与をもらっていた。」としていることから、申立期間時代に厚生年金保険の適用事業所であったD社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立期間に申立人の加入記録は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間時代に健康保険被保険者証を所持していたと陳述しているものの、健康保険被保険者証の交付、使用及び返却等に関する具体

的な部分までは記憶に無いとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 3 月 30 日まで
② 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 10 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する労働者名簿によると、申立期間①については、退職日は確認できないが、申立人が昭和 45 年 9 月からA社に勤務していたことが、申立期間②については、47 年 5 月から同年 10 月 25 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「従業員の入社日から厚生年金保険の資格取得日までの期間は、従業員によって異なっており、勤務期間が長期にわたっても厚生年金保険に加入することなく退職した者もいた。」としている。

また、申立人と同じC業務従事者であった元従業員は、「私は、昭和 46 年 8 月にA社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は 47 年 7 月 1 日となっており、11 か月の試用期間があった。」と陳述している。

これらのことから、申立期間において、A社は、試用期間があり、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られな

い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年ごろから 32 年ごろまで
② 昭和 40 年ごろから 45 年ごろまで

申立期間①について、私は、昭和 30 年ごろから 32 年ごろまでの 2 年間程度、A 社において B 業務従事者として勤務していた。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A 社で勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

また、申立期間②について、昭和 40 年ごろから 45 年ごろまで、E 業務従事者紹介所の紹介を受けて、C 社 D 支店において E 業務従事者として勤務していた。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、C 社 D 支店に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社において従事していた業務内容及び当時の事業主の息子の氏名等を具体的に記憶していることなどから判断すると、期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同事業所が法人化された後の昭和 37 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではなかった期間に当たる。

また、申立人は、A 社での同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から適用事業所となる前の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、A社の事業主の親類は、「当時の事業主は既に死亡しており、適用事業所となる前の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人がC社D支店での同僚として名前を挙げた複数の同僚の氏名が、F社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は、C社D支店に勤務していたことが推認される。

しかしながら、当時の社会保険事務担当者は、「E業務従事者紹介所からの紹介を受けて勤務していた者は、臨時的に勤務していたため、厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除することはなかった。」と陳述しており、申立期間後に着任しているC社D支店の支店長からも同趣旨の陳述があった。

また、申立人も、「正社員はボーナスを支給されていたが、私は臨時雇いであったので、支給されなかった。」旨の陳述をしている。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月ごろから 38 年 10 月 8 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。
厚生年金保険の被保険者でないことに納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと申し立てている。
しかしながら、オンライン記録において、申立期間当時にB県においてA社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。
なお、オンライン記録によると、B県C市において、申立事業所と名称が同じD社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 62 年 10 月 1 日である。
また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無いことから、同社の事業主及び役員等の所在を確認することができないほか、申立人は、同社における同僚の名前を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について事情照会することができない。
さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。
このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 5 日から 52 年 7 月 1 日まで
私は、昭 51 年 11 月 5 日に A 社（現在は、B 社）に入社、52 年 6 月 30 日まで継続して勤務し、D 業務に従事していた。
しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。
申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 11 月 5 日から 52 年 6 月 30 日まで継続して A 社に勤務したと申し立てているところ、B 社提出の人事記録から、申立人は、申立期間において D 業務従事者として A 社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時、D 業務従事者については入社 7 か月目に社会保険に加入させる取扱いを行っていた。本来ならば、昭和 52 年 6 月 1 日に申立人を加入させるべきであったが、申立人に係る当社保管の記録では、理由は不明ながら、申立人に対する加入手続を行っておらず、保険料も控除していない。」と回答している。

また、A 社の被保険者記録から複数の同僚を抽出調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について具体的な陳述は得られなかったほか、申立人の元夫が勤務していた C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は申立期間も引き続き健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 21 日から同年 9 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①については、A社の支社であった同社B支店で、申立期間②については、A社でそれぞれ勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時からA社B支店で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和36年3月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している8人（申立人を除く。）については、申立期間において、A社等の関連事業所での被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は、申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は不明であるとしている。

申立期間②については、申立人は、A社のC本社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の関係資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」としており、

同社の申立期間当時の人事・経理担当者も、「申立人が申立期間にA社で勤務していたことまでは分からない。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が有る者で、聴取することができた12人のうち9人は申立人を覚えておらず、残る3人は申立人が同社で勤務していたことは覚えているものの、申立人が申立期間に在籍していたかどうかは分からないとしていることから、申立人の申立期間における在籍は確認できない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において昭和38年9月21日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を再取得した日とおおむね一致している。

加えて、前述の被保険者名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月 21 日から 28 年 1 月 15 日まで
② 昭和 30 年 8 月 29 日から 31 年 7 月 13 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

申立期間①については、昭和 24 年 6 月から 30 年 8 月まで継続して A 社で勤務し、B 業務に従事したのに、途中である申立期間の加入記録が無い。

また、A 社で勤務していた申立期間①のところに B 社での加入記録が有るが、同社で勤務していたのは、申立期間②である。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社は、「申立人に関する資料を保存しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」と回答している。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、申立期間と重なる昭和 27 年 10 月 1 日から 28 年 9 月 1 日までの期間について、同社で被保険者となっていることが確認できる上、同社も、同社が保管する人事記録から、厚生年金保険の記録とは若干相違するものの、申立期間と重なる 27 年 9 月 26 日から 28 年 2 月 7 日までの期間について、申立人が同社に在籍していたと回答している。

なお、申立人は、「B 社で勤務した期間は、C 製品が導入された昭和 30 年以降である。」と主張しているが、D 業務会の資料によると、C 製品は昭和 28 年に製造され、申立人の主張と異なる。

申立期間②については、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、B社で勤務したのは1回であると陳述しているところ、同社は、「申立人については、昭和27年9月26日から28年2月7日までの在職記録は有るが、それ以降は雇用した記録が無い。」と回答している。

また、B社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間及び申立人の加入記録が有る期間に被保険者記録が有る元従業員に照会し12人から回答を得たが、そのうち11人は申立人を記憶しておらず、残る1人も勤務時期までは覚えていないとしていることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 49 年 1 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

しかし、私は、昭和 48 年 6 月に開設されたA社でB業務を行うため、同年 6 月に同社に採用され、49 年 3 月まで勤務した。

また、昭和 48 年 12 月から 3 か月間、A社の向かいにあった病院で治療を受けており、同年 12 月には健康保険被保険者証を持っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、正社員台帳には申立人の記録が無く、臨時社員台帳は保存期間が5年であるため、申立期間当時の台帳は保存していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無は不明であるとしている。

また、申立人が、A社のB業務を管轄していた同社の申立期間当時のC職であったとする者は申立人を記憶しておらず、D職であったとする者は既に死亡している上、B業務に従事していたとする同僚3人のうち1人は死亡、ほかの2人も連絡先が不明であることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、前述の元同僚3人のうち2人は、申立人と同様にA社で昭和 49 年 1 月 4 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、前述の被保険者原票では、申立人がB業務に従事していたとする社員以外についても、9人が申立人と同一日の昭和49年1月4日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間を含む48年4月2日から49年1月3日までの期間に資格を取得した者は確認できない。

なお、申立人が昭和48年12月から通院したとする病院は、カルテの保存期間が5年であるため、申立期間当時のカルテは保存していないとしており、申立人の治療の有無及び使用された医療保険の種類は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月 25 日から同年 3 月 10 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間は、大学の先輩の紹介でA社に入社し勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社（現在は、B社）で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立人に関する資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であると回答している。

また、申立人は、既に死亡している大学の先輩以外の同僚の名前を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会しても、回答のあった 15 人全員が申立人を記憶していないことから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿により、申立人にA社への転職を勧めたとする申立人の大学の先輩は、申立期間より後の昭和 24 年 3 月 25 日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、照会に対する回答があった前述の 15 人のうち 2 人は、自身が入社したとする時期の約 2 か月後に被保険者資格を取得しており、そのうちの 1 人は、入社してから資格を取得するまでの期間は試用期間であったとしている。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から29年6月15日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。同社には昭和29年6月ごろまで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、また、当時の経理担当者は亡くなっているため、申立人の申立期間に係る在籍及び社会保険料控除についての確認ができないとしている。

また、申立人が上司又は同僚として記憶する4人のうち、2人は連絡先が不明、1人は既に死亡しており、連絡の取れた残る1人は申立人を覚えていない。さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が有り連絡がとれた4人も、申立人を覚えていないため、これらの者から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認することもできない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 20 日から 42 年 8 月 31 日まで
② 昭和 42 年 9 月 12 日から 46 年 7 月 21 日まで

私の厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びB社で勤務していた期間(それぞれ申立期間①及び②)について脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

社会保険事務所で脱退手当金の支給請求に係る書類を見せてもらったが、私の筆跡ではなかった。脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、社会保険庁(当時)の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和46年10月8日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和46年8月9日にC社会保険事務所(当時)で受け付けられていることが確認できる。この裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、B社のゴム印が押されており、申立人と同時期に資格を喪失した同僚3人の脱退手当金裁定請求書を見ても、同様に同社のゴム印が確認できることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当

金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないか
えない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当
金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間
に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 6 日から同年 2 月 7 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 44 年 1 月 29 日まで

D 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A 社及び B 社に勤務していた期間(それぞれ申立期間①及び②)について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

申立期間の前に勤務していた C 社については、脱退手当金を受給したが、A 社及び B 社については、脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前の C 社に勤務していた期間(昭和 28 年 12 月 1 日から 39 年 10 月 23 日までの 130 か月)については脱退手当金を受給したが、A 社及び B 社で勤務していた申立期間(29 か月)については、脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立人が受給を認めている C 社に勤務していた期間と申立期間を合算した 159 か月分について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 44 年 7 月 17 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人は、C 社を退職後に脱退手当金の請求手続を行ったと主張しているが、同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したわずか 2 か月余り後に、A 社で被保険者資格を取得していることから、直前の C 社に係る被保険者期間のみの脱退手当金を請求したとは考え難く、ほかに当該期間のみを受給したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立

期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 15 日から 33 年 4 月 1 日まで
② 昭和 33 年 9 月 12 日から 37 年 9 月 18 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

A社は結婚のために辞めたが、当時、脱退手当金が受給できることを知らなかった。脱退手当金は請求したことも受給したことも無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和38年3月26日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失日が記載されているページを含む前後15ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した者44人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め29人に支給記録があり、このうち25人が資格の喪失から7か月以内に支給決定されている上、支給日が同一日の者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 27 日から 59 年 4 月 20 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、当該事業所の関連会社であるB社の経営状態が悪く、資金繰りに困っていた時期であるが、昭和 59 年 4 月 20 日にA社を退職後、同社に6か月勤務した期間の雇用保険の基本手当を受給した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で継続して勤務し、昭和59年4月20日に退職後、同社に勤務した期間の雇用保険の基本手当を受給した記憶があり、厚生年金保険にも加入していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人がA社に係る基本手当を受けた記録は見当たらず、同保険における申立人の被保険者期間は昭和58年8月26日から同年12月25日までの4か月であり、申立人が主張する6か月の勤務期間とは相違している上、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録（昭和58年9月1日から同年12月27日まで）とほぼ一致している。

また、A社は、昭和60年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同社に係る商業登記簿から所在が判明し、回答が得られた元役員は「私は、申立期間当時、他社で勤務しA社には月に数日しか出勤していなかったため、申立人の勤務及び厚生年金保険料控除の状況については分からない。」と陳述しており、申立人が名前を記憶している同僚及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿におい

て、申立期間に被保険者記録がある9人のうち、所在が判明し、回答及び聴取することができた従業員1人は「申立人が申立期間に勤務していたか分からない。」と陳述している。

さらに、A社において、申立期間当時に給与及び社会保険関係の事務を担当していた者は「厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の喪失届は同時に手続を行っていた。」と陳述しているところ、同氏及び前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録があり聴取することができた従業員一人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と雇用保険の喪失日は一致していることから、同社では、厚生年金保険及び雇用保険の加入手続が同時期に行われていたことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、「証返納 59. 2」の記載があることから、申立人の健康保険被保険者証は、申立期間中の昭和59年2月に返納されていることが確認でき、同名簿の記載に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 38 年 9 月まで

私は、昭和 37 年 3 月から 38 年 9 月まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の複数の役員の氏名及び所在地等を具体的に記憶しており、商業登記簿の役員名等の記載内容とおおむね一致していることから、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、商業登記簿に記載されている当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた A 社の役員の一人は、「私も A 社において、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、経理事務は女性事務員に任せており、保険料控除については分からないが、当時は事業所として厚生年金保険に加入しなければならないという認識はなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、申立人は複数の同僚を覚えているところ、いずれも名字だけの記憶であることから、同僚の所在を特定できず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除等について、具体的な陳述は得ることができなかった。

加えて、A 社には、関連会社の B 社があることから、当該関連会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等についても調査を行ったが、当該関連会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は申立期間後の昭和 42 年 3 月 1 日で

あり、申立人に係る記録も無い。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 7 日から 63 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、厚生年金保険第四種被保険者期間の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は確かに第四種被保険者として加入していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が、平成 5 年又は 6 年ごろに、厚生年金保険第四種被保険者の加入手続きを行い、第四種被保険者保険料を納付した。」と申し立てているが、生年月日からみて、申立人は、制度上、厚生年金保険第四種被保険者の資格要件に該当しない。

また、厚生年金保険第四種被保険者の加入手続きを行ったとする妻は、既に死亡しているため、事情を確認できない。

さらに、申立人は、「社会保険事務所の職員が来宅してくれた際に加入手続きを行い、その場で保険料として 200 万円ぐらい支払った。」と妻から聞いたところ、その金額は、仮に加入できたとした場合の申立期間に係る第四種被保険者保険料とは大きくかい離している。

加えて、年金事務所は、「平成 5 年から 6 年ごろの訪問記録は保管していない。そもそも保険料は納付書により、金融機関で納付してもらうことになっており、その場で職員が現金を預かることはない。」としている。

また、厚生年金保険第四種被保険者名簿である記号番索引簿において、申立期間において、申立人の加入記録は確認できず、整理番号に欠番も無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における第四種被保険者保険料の納付について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 25 日から 36 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)の記録によると、私のA社における厚生年金保険加入期間は、昭和 33 年 3 月 18 日から同年 5 月 25 日までの 2 か月間となっている。

しかし、私は、昭和 33 年 5 月 25 日以降においても、A社の事業主一家がB県からC県に転居後の期間を含めて、事業主の自宅に住み込み、G業務をしながら同社の工場に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所の記録では、私のA社における厚生年金保険加入期間は、昭和 33 年 3 月 18 日から同年 5 月 25 日までの 2 か月間となっているが、私は、申立期間においても、同社事業主の自宅に住み込んでG業務をしながら同社の工場に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と申し立てている。

そこで、申立人が申立期間に同居していたとするA社の事業主の子として名前を挙げた者に当時の事情等を聴取したところ、同氏の陳述及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同氏の父親は、申立期間において既に同社の事業主ではなくなっていることが確認でき、申立人は、同社の事業主に雇用されていたとは認められない。

また、上記のA社の元事業主の子は、「申立人は、私の母親が住み込みでのG業務をお願いしていた人だと記憶している。申立期間当時、私の家族及び申立人は、B県C市D区から同社工場に隣接した同市E区H町に転居し、2か月から3か月程度の短期間だけ仮住まいした後、同市E区I町に転居した。申立

人は、同社工場に隣接する同区H町の家に住んでいた時に同社の仕事の手伝いをしてきたかもしれないが、I町転居してからは、同社の工場と離れていたため、同社の仕事の手伝いはしていないと思う。」旨陳述している。

さらに、申立人がA社での同僚として名前を挙げた者は、「申立人は、A社工場の仕事を一時期手伝っていたように思うが、元事業主の家で主にG業務をしていたというのが申立人の勤務実態だったと思う。申立人が同社工場に隣接するE区H町の家に住み込んでいたころに同社の仕事を手伝っていたため、元事業主の奥さんが当該期間だけは厚生年金保険に加入させていたと考えるのが自然だと思う。」旨陳述している。

加えて、申立人自身も、「A社の元事業主の奥さんにG業務をしてくれるよう頼まれて同家に住み込んでおり、多少、同社の工場での仕事の手伝いをしてきたが、同家のG業務が中心であった。工場に隣接するE区H町の家に転居して2か月から3か月ぐらい仮住まいしていたときには、工場での仕事の手伝いの時間が転居前より多かったかもしれないが、同区I町に転居してからは、基本的には同家でのG業務だけをしており、お使い程度に工場に行ったような気がする。」旨陳述している。

また、A社は昭和38年3月21日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したものの、回答が得られなかった上、元事業主及びその配偶者は既に死亡しているため、同社での申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できないほか、申立人は、申立期間において、当時の厚生年金保険法第9条の規定により、厚生年金保険の被保険者とされる「適用事業所に使用される者」には該当していなかった可能性もうかがえる。

次に、申立人は、「A社の元事業主一家と一緒にC県に転居し、同家に住み込みでG業務をしながら隣接する工場の仕事を手伝っていた。」旨申し立てているところ、上記の同社の元事業主の子は、「私の両親、実兄、私及び申立人の5人は、昭和35年1月ごろにB県からC県に転居した。」旨陳述している。

また、当該元事業主の子は、「C県に転居後、私の実兄は、A社と同一業務の事業を始めたが、F社に法人化後の昭和37年11月まで厚生年金保険に加入していない。」旨陳述しているところ、F社は、同年11月1日に適用事業所となっていることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社は、申立期間において適用事業所とはなっていない。

さらに、申立人が同居していたとするA社の元事業主の配偶者及びその二人の子は、F社が適用事業所となった昭和37年11月1日と同一日に同社での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる上、元事業主の二人の子は、国民年金制度が発足した36年4月から37年10月までの国民年金保険料を納付済みであることが、オンライン記録から確認できる。

加えて、F社の当時の事業主であるA社の元事業主の子の一人からは直接陳述を得ることはできなかったが、同氏の配偶者は、「現在、F社は廃業手続中である上、当時の資料も無いため、同社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。しかし、夫に聞いたところ、申立人は、夫の母親がB県でG業務をお願いした人であり、C県に転居してからも住み込みでG業務及び自宅に隣接する工場の手伝いをしてもらっていた記憶はあるが、同社が厚生年金保険に加入する前に、申立人の給料から保険料を控除することは有り得ないと思うと言っていた。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から30年7月28日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和31年3月22日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 4 月から 50 年 3 月まで A 社に住み込みの見習生として勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、当該事業所に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとする A 社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、また、当事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人が記憶していた事業主及び同僚は、所在不明のため、これらの者から、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 38 年 5 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 県 B 市 C 町にあった D 社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所には、昭和 34 年 6 月から 38 年 5 月まで勤務し、E 業務に従事したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に D 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務したとする D 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

さらに、申立人は、D 社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 41 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で二度目に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 35 年 8 月まで勤務した後、37 年 6 月に再入社し、41 年 2 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、A社における上司及び同僚の氏名を記憶していない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 35 年 8 月から 41 年 2 月までの期間に資格取得記録が有る元従業員 28 人のうち所在が判明し聴取することができた 18 人は、いずれも申立人を記憶していないため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、A社は、昭和 61 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は申立人を記憶していないほか、申立期間当時の役員の一人名は、「当時の資料は残っていない。また、申立人の氏名も記憶していない。」と陳述しているため、同社等からも申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

さらに、申立期間において、申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和19年10月から21年4月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B工場で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、同社B工場は、昭和19年3月31日に厚生年金保険の前身である労働者年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社が名称変更したC社は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態等は不明である。また、A社B工場が閉鎖された時期についても、資料が無く不明である。」と陳述しているため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人は、同僚及び上司の名前を記憶しておらず、同僚等からも申立人の勤務実態を確認できない。

加えて、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年ごろから 46 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和43年ごろから46年ごろまでB業務従事者として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務したことが推認できる。

しかし、申立人が自身の紹介で入社し、同じB業務従事者として勤務したとする同僚は、A社において被保険者としての記録が無い。

また、申立人は、A社の従業員数について、入社当初は自身を含め5人であり、時期は不明であるが1人の増員及び2人の減員があった旨を陳述しているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立期間の被保険者数は、当初の4人から3人に減少していることから、当時、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和63年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の状況は不明である。」と陳述しているため、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。